

第四十三回 参議院農林水産委員会會議録第三十一号

昭和三十三年六月六日(木曜日)

午前十四時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 櫻井 志郎君
理事 仲原 善一君
堀本 宜実君
渡辺 勘吉君
北條 傳八君
森 八三一君

委員

井川 伊平君
梶原 茂嘉君
中野 文門君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
山崎 齊君
北村 暢君
矢山 有作君
安田 敏雄君
天田 勝正君

政府委員

農林政務次官 大谷 實雄君
農林大臣官房長 檜垣徳太郎君
農林省農林局長 松岡 亮君
農林省農林局長 松岡 亮君

事務局側

常任委員会 安楽城敏男君
専門員 安楽城敏男君

説明員

農林大臣官房 福山 芳次君
調査官 岡安 誠君
農林省農林経済局農業保険課長 岡安 誠君

第八部

農林水産委員会會議録第三十一号 昭和三十三年六月六日【参議院】

農林省農林経済局長 久我 通武君
農林省農政局局長 石倉 秀次君
農林省農政局局長 石倉 秀次君

○委員長の櫻井志郎君 本日の會議に付した案件

○理事の辭任及び補欠互選の件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査(農作物の被害状況に関する件)

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長の櫻井志郎君 ただいまから委員會を開きます。

まずお諮りいたします。青田源太郎君から理事を辭任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長の櫻井志郎君 御異議ないと認めます。つきましては、この際、委員長はその補欠として理事に堀本宜実君を指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長の櫻井志郎君 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(櫻井志郎君) 農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は御発言願います。

○藤野繁雄君 私はまず最初に、政府から提出せられた資料について質問をし、それからその後に市町村等の任意

共済事業、それから病虫害防除対策、全共連の再々共済と税、こういうふうな点について質問を続けていきたいと思ふのであります。

まず、政府から本法律案の提案の理由を説明しておられますが、その説明によつて見ますと、

「制度改正は農民の多年の要望でもあり、また、制度運営の現状を早急に改善する必要もあります」

こう述べておられるのであります。そこで伺いたいのは、今回の改正によつて農業者が不慮の事故によつて受けることのある損失を補償して、農業経営の安定をはかり、農業生産力の発展に資することができ、また農民の多年の要望にこたえることができるという確信を持つてこの法律案を提出されたかどうか、お伺いしたいのであります。

○政府委員(松岡亮君) 今回御審議をお願いいたしております法律案は、農家の多年の要望にできるだけこたえるという趣旨で立案したものでございまして、もちろん、私どももそれで完璧であるということを申し上げかねるものでございまして、少なくとも農家が今日まで抱えておりますこの制度に対しては、相当のこたえになるのではないかと、かように確信いたしているものであります。

まず第一点といたしましては、特に低被害地におきます不満でございまして、これは低被害地におきましてはかけ捨てになる傾向があるということが、農家の相当な不満になっておつた

のでございまして、それに対しましては、従来の掛金の負担の方式を根本的に変えます、あるいは無事戻しを拡充いたしますとか、そういう方法によりまして解決をいたしたい、かように考えておるのでございます。

第二点といたしましては、画一的な強制加入方式でございまして、これは従来の制度に対する不満が相当ございまして、それで対しまして強制加入を行なつてきたということが、農家に対して相当な不満の種になっておつた、かように考えるのでございまして、その点につきましても、従来の画一的な強制加入方式は、ある程度緩和するということと、改正をはかつておるのでございまして。

それから第三点といたしましては、災害が起きたときに十分に損害を補てんされないという不満がございました。これは現在共済金額の選択制をとつておられますので、低い共済金額を選択されまると、いづれにしましても災害が起きた場合の支払われる共済金額が少なくなるわけでございまして、それにしましても、選択制を行なつておるにしましても、高い共済金額を選択し得るようにする必要があるということと、従来は、米でいいますと、米価の七割までの選択ができたのでございまして、今度の改正で九割まで選択ができるということにいたしまして、損害補てんの充実をはかつておるのでございまして、まあそれらいろいろございまして、さらに病虫害につきましましては、

すでに防除技術が発達いたしましたので、三割以上の被害が起きないということが一般になつて参りましたので、病虫害を事故からはずす、その他いろいろな点につきまして、従来の制度の問題となつておりました点を相当に解決いたしておる、かように考えております。

○藤野繁雄君 次に、政府提出の資料の農業災害補償制度改正案対比、これはこの前の委員会でも説明を聞いたのであります。それによつてみますると、

というところ、現行制度と農業災害補償制度協議会の案と、第三十八国会に提出せられたところの案と、今回の提出案とを比較検討して、その説明を承つたのであります。そのうちの農業災害補償制度協議会案によれば、農業共済再保険特別会計を中心に農業共済の基金をこれに加えて農業共済保険事業団というものを作つて、この事業団には連合会も吸収し、また全国の農業共済協会もその機構の中に入れて、こういうふうな抜本的改正案であつたのであります。また第三十八国会に政府が提出されたところの案も特別会計が廃止せられて、農業保険事業団を作つて、そしてそれによつて仕事をやるというふうなことであつたのであります。大体においては前者とほとんど同様であるのであります。今回の政府の改正案によつてみまると、ほとんど現行制度と大差がないといつても差しつかえないのであります。この共済制度を運営するのについ

で、水稲の引き受けの率が低下しているという問題で、今の局長の説明によると、零細なものが引き受けずるのをやめたから減ってきたのだと、こういうような説明であつたのです。これは確かに養蚕共済についてはそういうことが言ひ得るような資料になつてゐるようですね。配付された資料による十六ページと十七ページの表を見ますと、面積、それから箱の引き受けの率が出ておまして、夏秋蚕については、養蚕共済については確かに三十六年の引受率が八〇%、その戸数は養蚕共済においては九六%に九七%、こういうふうな戸数が引き受けの關係は合つてゐるようなんですけれども、どうも水稲の場合は零細なものがやめたので減つてゐるのだというの、この資料からいくと、私はちょっと説明が矛盾してゐるのじゃないかと思ふのです。というのは、水稲關係では三十六年の引受率が八六%に落ちてゐる。ところが戸数別に見ますと、必ずしもこれが落ちてゐないのです。九五%、こういうことで、したがつてこの状況からいくと、零細なものがやめたからこの率が落ちてきたのではなくして、相当大きなものがこれはやめてゐるのじゃないか、この統計からいへばそういうふうな判断されるわけです。したがつて今の局長の答弁でいいのか、どうなのかわからず疑問に思ひますので、この点の説明をひとつお願いしたい。

○政府委員(松岡亮君) まことにどうも御質問でございます。私の説明が少し不十分でございました。まず戸数の引受率、水稲についてござらん

いただきますと、三十二年と三十三年の間に段差がございます。これは三十二年の改正できちつと小さな農家は強制加入をやめまして任意加入をやつたということが、ここで影響があるのではないかと、こういうふうな私も考えておるわけでありまして、それから面積との關係におきましては、確かにその後の戸数の率はほぼ横ばい、こう申し上げられるわけでありまして、むしろ戸数よりも面積において、一農家でも完全引受を必ずしもやらない場合が出ておる、こういう理解ができるわけでありまして、これについては確かに、被害が発生しない、災害がしばらくなかつた地帯がございまして、そういった場面では、さつきも申し上げましたような無事故のための不満がかなりありまして、全部を引き受けない、こういう事例がかなり出ておるのじゃないか、こういうふうに考えます。

○藤野繁雄君 今畜産の問題でお話があつたのでありますが、今回の改正では、従来の法律では乳牛加入奨励金となつておつたのを家畜加入推進奨励金、こうなつたのでありますから、従来の奨励金は乳牛だけだつた。今後はすべての家畜の推進の奨励金をやる、こういうふうなことを考えられるのであります。この家畜加入推進奨励金というものは、すべての家畜にやられるのであるかどうか。また、従来の法律を讀んでみますと、補助金の交付と書いてあるの、今度は交付金の交付と書いてあるの、改められておられるが、補助金の交付と交付金の交付とはだけ違ふのか。また、当分の間奨励金を出す。これは従来の法律でも当分の間だつた。それで

当分の間ということでは從來もやつてゐるし、今度の改正の場合においても当分の間だ。一体、当分の間というのは、どのくらいの期間が当分の間か。もう当分の間がだいぶ長くなつておるんだが、この間がどうなるのであります。当分の間とはどういふふうなものであるか、いつまでやられるのであるか。

○政府委員(松岡亮君) 第一点は、対象になつておりますすべての大家畜を對象にしまして交付金を交付する、こういうことでございます。

第二点は、補助金というものを、名前を交付金と変えた理由でございますが、これは特に、実質的な理由はないのでございまして、法制局で法文の整理をやつてゐる際に、交付金のほうが適当ではないかということで変えたという経緯でございます。

それから第三点の、当分の間というのは、これは別に期間として限定した定義はないのでございまして、その家畜の奨励金の経緯といたしましては、奨励金を交付するのは一利率期間を前提にして当分の間といった経緯がございまして、というのは、利率の改訂を行なつた際に、農家の負担がふえるようなことが目立ちましたために、その負担の緩和をはかるという意味で、次の利率の改訂の時期まで当分の間奨励金を交付する。こういう形をとつたために、實質において一利率期間という、これは別にきまつたものではございませうが、そういうことをめどにして当分の間といった経緯がございまして、今回は、それらの補助金を全部変えましたので、あらためて当分の間、こういうことに解釈したのでございまして、

○藤野繁雄君 そこで、当分の間にと

いうことは、ある方面からいへば永続的だ、この解釈を従来の例からすればいたしておきます。

次に、事務費を調べてみますと、うと、農家の負担が国費よりも多い。これは事務費は原則としては国庫が負担するといふものであると私は信じておるのであります。事務費が、国庫の負担金が少ないという理由はどういふふなところにあるか、これをお伺いしたいと思ふのであります。

○政府委員(松岡亮君) 事務費の国庫負担でございますが、これは従来の合計額で申しますと、お配りいたした資料でござらんをいただきますように、合計額としましては、農家の四百十一億六千七百八十八万八千八百八十八円、国庫が二百八十八億八千八百八十八円、このほうがだいぶ少なくなつておるのでございまして、これは最近数年におきまして、相当この關係は改善しておりまして、ごらんのように、たとえば三十六年になりますと、国庫と農家の負担はあまり差がなくなつて参つております。さらに三十七年におきましては、逆転いたしました、国庫が四十一億七千万円に對しまして、農家の負担が四十億円、国庫負担のほうが大きくなつて参つておるのであります。三十八年におきましては、さらに、予算額でございまして、これが一そう国庫負担が大きくなりまして、農家の負担は横ばい、こういう形になつて参つております。国庫負担の増額と事務費の充実に力を入れますと改善をはかつて参つておる次第でございまして、金の支払い状況を資料で拝見しますと

○藤野繁雄君 次は、共済掛金と共済

いうと、農作物では、共済掛金が千四百五十五億円、支払金は千四百九十二億円、養蚕では百七十七億円と百四十五億円、家畜では二百七十六億円と二百五十五億円、総計では千八百四十九億円と千八百九十四億円、こういうふうになつておるのであります。そこで、共済金の支払いは共済掛金よりも四十四億九千三百万円多いのであります。支払金が多い。しかし農家は共済掛金のほかに事務費として、さつき申し上げた四百十一億六千七百八十八万八千八百八十八円、すなわち農家は事務費として、四百十一億六千七百八十八万八千八百八十八円、前に申し上げました四百十四億九千三百万円を差し引いてでもなお三百六十六億七千四百万円負担してゐる。また共済掛金の千八百四十九億五千四百万円の中には、農家の負担してゐるところのものが八百七十億六千八百八十八万八千八百八十八円、政府の提案理由には次のように説明しておられます。右のよう不合理を是正するため今回の改正案では、農作物共済の共済掛金率の設定と共済掛金の国庫負担の方式の合理化をして、農家の負担の合理化をはかりました。なお、この改正により農家の負担が増加した組合員等に対しては、当分の間、その増加の割合を基礎として一定額の補助金を交付する、このことは支払おうというふうなことに説明しておられるのであります。こういうふうな増加したところのものに對して、その一定の補助金を出されるということはまことに喜ばしいことと存じます。改正案によつて見ますと、うふな資料を出していただいているのでありますが、これは水稲も陸

三

稲も麦も、ともに私の調べたところによれば、多数の県は、現在の農家負担率よりも試算表によるところの農家の負担率が多いのであります。これらの府県では農家の負担が非常に大きく増すというふうなことで非常に心配しておるのであります。そこで、提案理由あるいは今申し上げたいいろいろの説明から考えて、私は次のようなことをお伺いしたいと思つてあります。

ここにも「当分の間」と、こう書いておるのでありますが、この当分の間というのは、一休どのくらいの期間を考へておられるのであるか。それから一定の額の補助金を出すと云つておられるのであるが、一定の額の補助金とはどのくらいであつて、その予算額はどのくらいであるか。また、補助金算定の基準は補正説明によつて見ますと、一定の方式によつて算出するところ書いておられるのでありますが、その一定の基準によつて算定されるその基準というものはどういふふうなものであるか。今定めたものがあつたらばお伺いしたいと思つてあります。

○政府委員(松岡亮君) まず第一の「当分の間」でございますが、これはいつまでという年限を今のところきめておりません。今後の料率の推移等を見きわめまして適当な時期まで、こういう考え方でいく所存でございます。

第二の一定の額でございますが、その前に第三点の算定方式はどういう方式かということにつきまして、大体今回の改正で一部の組合等におきまして料率が高くなる率に比例してという考え方でございます。それが

算定方式、したがいまして一定の額と申しますのは、現行の農家の掛金負担額と改正後における農家の掛金負担額の差額、その差額の額に比例して交付する、こういうことでございます。

○藤野繁雄君 今の説明であつたのでありますが、改正案による組合等別基準共済掛金率の計算、これによつて見ますと、大部分の府県が掛金率が多くなりやしないかという心配をしておるのであります。それで、そういうような心配がないように、今お話し増加のところは、それだけのものは補助金として出して、そして農家には今度の改正によつて、掛金率の改正によつて迷惑をかけないという今の言明によつて私は了承いたします。

次は、組織及び職員の数、資料によつて拝見してみますと、農業共済組合連合会の組織数は四十六、職員数は二千五百八十八人、補助予算人員が二千三百二十八人であり、また二百五十八人が補助職員以外の人間であります。それから農業共済組合等では組織の数が四千六百三十三、職員が二万五十九人、補助職員が二万二十九人であり、補助職員が二百八十八人おる。こういうふうになつて、ほとんど全部の者は補助職員である、こういうふうなことになるのであります。今この中で私は次のことをお尋ねしたいと思つてあります。それは農業共済協同組合に事務を委託しているところの数がどのくらいあるか。

○政府委員(松岡亮君) ちょっと手元の資料で事務を農協に委託している事例というのはわかりませんが、おそ

く現在のところはなと考へております。

○藤野繁雄君 大体において、今まで資料の点はだかたお伺いしたいのであります。次に市町村共済の任意共済事業についてお伺いしたいと思ふのであります。市町村共済の共済事業は、私の知つての範囲内においては、昭和三十三年の五月から始められたのであります。本年の五月一日現在では六百八に達しておる。将来ますます増加の傾向がある。今各県の状況のうと、市町村共済の一番多いところの県は長野県六十三、愛知県が四十三、岡山県が三十六、兵庫と広島が十三、市町村共済のないのは埼玉、千葉、大阪、香川の四府県であるのであります。そこでお伺いしたいのは、市町村共済の共済事業が増加していくところの理由はどこにあるか、これが一つ。政府は市町村共済の共済事業に対してはいかなる指導方針を持てているか、まずこの二つの点についてお伺いしたいのであります。

○政府委員(松岡亮君) 町村公営が増加している事由と申しますか、原因はどこにあるかということでございますが、これは町村への移譲を認めている法制上の理由にもございまして、今日までのところ共済組合には弱体の組合がかなりございまして、その原因はいろいろございまして、経営の規模が小さいと申しますか、該当する農家数が非常に少ないために事業量が過小であるというふうなものが一つござい

ます。また、そのほかに組合員の中に不満が非常に多くて、事業の運営がうまくいかない。これは制度そのものに

対する不満である場合もございまして、また組合の運営に対する不満もあつたわけでございます。その結果として事業の運営が円滑にいかなくなつたというふうな事例が根本にあつたのであります。が、いずれにいたしましても事業量が過小である、そのために組合の運営がうまくいかないというふうなことで、町村に移譲がふえてきた、こういうことが原因としては多いと考へられるのであります。それから町村移譲に對する方針でございますが、これは従来といつた基本的態度から、共済組合の運営が好ましくない状態であるというふうなことからやむを得ないものとして円滑移譲を指導して参つたのでございまして、今回の改正によりまして、制度の運営に対する不満というものが相当緩和されまして、また、従来といつた状態にある組合に對しまして、今回の改正の趣旨を十分徹底させることによって、組合の運営を正常化することによつて、現在そういう状態にある組合に對しましては、できるだけ正常な活動を再開するように指導して参りたい。で、それでもやむを得ない場合に町村への移譲が行なわれることにつきましては、今回の改正におきましても、町村の吏員が連合会の役員となり得るというふうな改正も含めております。町村移譲が円滑に参りますように措置いたしておるのでございます。

○藤野繁雄君 農業共済組合から市町村に共済事業を引き継ぐ場合において、これは私の法律の研究が足りない結果であるかわかりませんが、家畜共済と任意共済は共済関係は消滅する、こういうふうな法第八十五条の四の第

二項に書いてあるものであります。こういうふうな立法の趣旨から考へてみましても、市町村というものは、任意共済を行なうべきものではないと私は考へるのであります。このことはまた政府の通達でも明らかにしておるのであります。

今、政府の通達を検討してみますと、昭和三十三年の農林局第三千六百七十七号で「市町村が共済事業を行うことについて」、これによつて見ますと「法第三十二条の二の規定により共済事業を行う市町村の農作物共済等資格者又は家畜共済資格者の建物共済は、連合会が行ふこととなるが、この連合会が行ふ建物共済事業に關し、市町村の吏員にこの共済事業の事務を全面的に委嘱することは、そのような取扱ひをすることによつて建物共済が市町村の事業と誤解されるおそれがある」と、建物共済を市町村に行なわせないかつた立法の趣旨から望ましくない。市町村の吏員が本来の業務以外、の事業或は事務に従事する場合は、地方公務員法第三八条の規定により任命権者の許可を受けなければならぬが、この規定は、その者が市町村の吏員としてではなく、一個人の資格において他の事業或は事務に従事することを規定しておるものであつて、連合会の共済事業を円滑に行うためにはそれ以外、の者を委嘱することによつても目的を達成し得るものと思へる。こういうふうなことから考へてみましても、農林省の方針から考へてみましても、市町村では任意共済はやるべきものじゃない、これが原則、やるのは例外だ、という考へられるのであります。こういう

合等または農業共済連合会の業務または会計状況については、一カ年に常例として検査をしなければならない、というふうな規定があつておるのでありますから、その規定によつて毎年一回は検査しておられるはずなのであります。その検査の結果、今私が申し上げたような事例が検査で見出だすことができなかったということであれば、なければ幸いであるけれども、私の知っている範囲では事実あるのです。あるものをそのままにしていらつしやるということであれば、これは怠慢なのです。また監督規定は、監査の方法は、あなたの方のほうでは三十七年の六月と三十八年の七月と三十二年の五月に監督に関する規定を強化しておられる。これはこういうふうなものを撲滅するために強化しておられるのであります。あるいは現在の規定でそれを撲滅することができないということであるならば、監督規定も改正していかねばならないということになるのではありませんが、今お話しのとおりにそういうふうなことがあれば、それはやめさせるといふ今お話であつたが、そういうふうにして承してよろしうございますね。

○政府委員(松岡亮君) お尋ねのとおりでございますが、検査は、ちよつと申し上げておく必要がありますのは、農林省は連合会の検査を実施いたしましたので、組合あるいは町村の検査は知事に委任しておるのでございます。その末端的の町村の検査の結果につきまして、そういう報告が参つておりませんというものが、これはおそらく推進部長協議会というものが町村の機関でないという形になつておるために検査ができないという

ので、そういう報告がないとも解されないことはないわけですが、いづれにいたしましても、その点はなお注意を喚起いたしまして、よく調査するようにさせたいと思っております。

○藤野繁雄君 そういう検査ができないうような形に置くということが大體間違いないんです。それはさきも申し上げたように、臨機応変の処置として農民の既得権を保護するために部落長協議会を作つてそしてやらせているのでありますから、それは連合会の元請に關係がある。しこうして、その元請に關係があるところのものがどんなことをやっているのかわからないというようなことだつたらば、ますます奇々怪々なんです。この点はさらにひとつ検討して、まだ審議の期間もあるのがありますから、十分に検討をしていただくことをお願いしておきます。

次に、今申し上げたような区域内において、区域内の農民の意思によつて、すみやかにそういうふうな任意共済事業は農協に移管すべきものであると總意が決定したならば、それについて政府は進んでそういうふうなことにやるように指導すべきであると思ふのであります。この点いかがです。

○政府委員(松岡亮君) 町村に委譲された区域内の農家の總意が、建物共済事業は農協に移管すべきものというこの總意が明らかになりましたならば、これは御承知の今回両系統団体等において交換されました覚え書におきまして、その際は両系統団体が話し合つてきめる、合意の上できめるということになっておりますが、農家の總意がそういうものであるということが明らかになりましたならば、これは両

団体とも、それについて農家の總意を尊重することについての合意は、十分に成り立ち得るのではないかと私もは考えますが、おそらくそうであろうと思うのでございます。

○委員長(櫻井志郎君) この際、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

農作物の被害状況調査のため委員派遣を行なうたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないと認めます。なお、要求書の作成、派遣委員の人選、時日等につきましては、すべて委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻井志郎君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたしました。

○森八三三君 先回の委員会、今委員派遣の問題について決議されたその案件が提案されて、温水委員からも発言があり、私も関連して発言いたしました。全国的な大被害があり、これは当然月がかわれば地方から陳情だ何だとか押しかけてくる。そういうことを待つて、当然やらなければならぬことを、あとから追つて行くようなことはいかぬ。だからやるべきことは早くやつていただきたい。そうしてこの委員会にもどういふ措置をいたしますという報告もされたという希望を申し上げ、次官からはよくわかりましたのでさうな扱いをいたします。ということでしたけれども、もうすぐその報告があるかと待機をしているのですが、ここで委員派遣をきめて見に行つ

たときに、私もといたしましてはだれが行くか知りませんが、委員を代表して行くのですから、地方の諸君が聞いたときにこうやつております、こういうこともやつておりますという答えができずに、ただぶらつと見に行くというのでは、だらしがないと思うのです。その後の経過はどうなっておりますか、御報告が願えればありがたいと思ひます。

○政府委員(大谷實雄君) きょう午後にも御報告をいたしたいと思ひますが、御了承を願ひたいと思ひます。

○北村暢君 ただいまの森委員の質疑に対して、災害の実情の報告ですが、これは午後やるということのようですが、それに対して、私はやはり資料を出してその報告をしていただきたいと思ひます。それは、ちょっと古いのですけれども、もう災害特別委員会でもちろんやっておるのでしょうけれども、豪雪の問題から今度の長雨まで災害が重なつておるわけですから、それごととの被害の実情と、それに対する政府のとつた対策、これをひとつ資料でわかるようにしていただきたいと思ひます。それから法案審議に関連をいたしまして資料要求をいたしたいと思ひますが、あとでいいです。

○政府委員(大谷實雄君) とりあえず資料の問題でございますが、資料を整え次第、提出をして御報告申し上げますことにいたします。

○渡辺勸吉君 そうしますと、それはきょうの午後ですか、いつですか。その資料の整え次第の説明は、次官はさっききょうの午後と言ひましたが。

○政府委員(大谷實雄君) 先ほど森委員に申し上げましたのは、先般お話が

ございました災害の状況を概括的に、きょうの午後にも御報告申し上げますということを言つたのですが、今、さらに資料を出せと、こういうお話しでございますが、資料がすぐ、対策委員会にでも出してほしいと思ひますので、至急事務当局のほうへ申しまして、整え次第、きょうの午後間に合うか、ちょっと私不明でありますので、調査いたしまして御報告を申し上げます。いと、かように存じます。

○藤野繁雄君 災害対策にはまだ出してない。資料を出せと僕は要求した。口頭だけで説明をする、資料整備の上の説明はあらためてと、こういうことですか。

○委員長(櫻井志郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(櫻井志郎君) 速記をつけ。ここですばらく休憩し、午後一時再開いたします。

午後一時三十分開会

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を再開いたします。農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、休憩前に引き続き質疑を行なうことにいたします。

○藤野繁雄君 午前の質問に引き続き、午後の質問、これをやるためには、さっきからいろいろとお話申し上げた

ように、推進協議会がやっている。その推進協議会がやっているが、推進協議会にはさつきお尋ねしたところが、監督しようにも監督のしようがない、任意団体であるから。そういうふうなものが元請をし、そしてこれに保険金を渡さなければならぬ。また今度の法律の改正で、全共連が再々共済をやらなければいけない。こういうふうなことになる。と、この推進協議会が元請して証券を発行するということが厳正に行なわれるということではなくては、あとで非常に問題が大きくなつてくるのであります。

そこで、その点については、さらにあとで触れることにいたしますが、農業共済組合及びその連合会の財務の状況を拜見してみます。と、政府から示された材料によれば、昭和三十六年度の農協連の一般任意共済、これは建物更新共済を除いてありますが、これを検査した結果によつて見ますれば、二十件で一億九千七百万円の欠損金が生じておる。さらに損益の状況を見てみますと、全国で保険料収入が九億二千六百四十万円で、未収保険料が四億三千五百五十万円で、実に四六・六の未収入になつておる。こういうふうなことは、ある程度

の未報告があるにいたしまして、常識では考えられないような点であるのであります。そしてこれは、さつきも申し上げました契約成立の際に疑いの点があるのじゃないか。別な言葉で言つたら、厳正に契約と同時に金の支払いができていないのじゃないか、こういうふうなことが想像されるのであります。

また、ただいま示された政府の資料

によつて見ましても、三十六年度の会計検査院の報告によつて見ますと、建物共済掛金の経理について適正じゃないという指摘を受けておられるところの府県が数県あるのであります。また、こういうふうな会計検査院からも指摘される不当経理の問題が何年たつても跡を断たない。そして会計検査院の検査の結果は、農林関係のものが多くということ、これは農林関係としてはまことに不名誉なことであるが、その大部分のものが、こういうふうな点にあるとしたならば、こういうふうな点から考へてみても、今申し上げた推進協議会のようなものを作つて、そしてそれで契約をされて、それが上つてきて農林連の経費に關係してくる。こういうふうなものであるのじゃないかと思つて憂慮にたえないのであります。

でありますから、そこでお尋ねしたいのは未収入金が四六・六〇という大きい数字になつてゐるのは、最初の元請の契約をする場合において、はたして確實に現金の授受が行なわれてゐるものであるかどうかという点の一つ。その次は、会計検査院から不当経理が指摘されるのが、ある県においては全くない県もあるが、これが絶滅に至つていない、あるいは減少するところの氣配が非常に少ないという原因がどこにあるか、お尋ねしたいと思つております。

○政府委員(松岡亮君) 第一点の、保険料の未収が多いが、これでは契約成立の際に現金の授受が行なわれていないのではないかと御不審の点でございますが、連合会段階におきまして、年度末に未収に計上されてゐる額

が相当あるのは御指摘のとおりでございます。これは末端の組合においては、契約が成立して現金が納められておりますが、大体において契約が二、三月ごろに行なわれるのが多いようでございます。その結果として、組合から連合会への保険料の納め方が出て未収になつてゐる、こういう状態と理解しておるわけでございます。しかし、これは必ずしも好ましくないこととさせていただきます、今後はこういうことを是正するように指導して参りたいと思ひます。先ほど御指摘のありました推進協議会につきましても、これは決して監督ができないわけでもございまして、御指摘のような事例がありますれば、すみやかに是正いたしたいというところは繰り返し申し上げますとおりであります。

それから第二点の、会計検査院から共済事業全般について不当経理あるは事業の運営が不当であるという指摘が多いことは、まことに遺憾でございます。最近におきましても、それが絶えないというところは、はなはだ申しわけないと思つてございしますが、これは一つには、制度が非常に難解でありまして、運営がむずかしいというやうな面もあるかと思ひますが、それにいたしまして、まことに残念であります。基本的な原因としましては、やはり制度が農家から理解を受けられないで不満を持たれ、そのために掛金の徴収が進まない、そういうことがあると考えられますので、制度の改正をはかりまして、農家の不満を緩和し、また運営自体も、今後さらに厳正にいたして参りたいと思つておる次第でございます。

○藤野繁雄君 今の答弁で、未着の分があるからだということなことであるのではありませんか、しかれば契約をして受け入れたところの金は、何日以内に本部に送金しなくちゃいけない、こういうふうな内規がなくなっちゃいけないと思つてゐるのです。一月も二月も手元に保管しておくというものであれば、これは経理上許すべき問題ではないのであります。でありますから、そういうふうなことで未着のものがあるとしたならば、その経理に関する処理は、どういふふうな方針でやつておられるか、お伺いしたいと思つております。

○政府委員(松岡亮君) これは早急に連合会に納めるように定めてあるわけでございますが、しかし現在の状態は、必ずしも良好とは考えられませんが、これを改めるように指導して参りたい、かように申し上げた次第でございます。

○藤野繁雄君 そこで契約は、末端で契約したならば、その契約が成立したのであるから、その契約に対しては共済金は支払わなくちゃいけないが、それは連合会に、今回の法律の改正によつて再々共済に、全共連に上つてくる、そういうふうな場合に、異常責任準備積立金の積み立てにも関係が生じてくるが、どれだけ未収のものがあつても、その未収には関係がなく、積立金は積み立てができるというやうなことになるのであるか、これは明らかにでないからお尋ねをする次第であるのであります。

○政府委員(松岡亮君) 異常責任準備金の積み立ては、契約成立後におきまして、保険料が入つて、直ちにそれに

よつて積み立てるのではなくて、剰余金が出た場合に、異常責任準備金をその一部から積み立てる、こういう方式をとつてゐるのでございます。

○藤野繁雄君 今の説明は、そのとおりなものです。しかし保険金を計算する場合においても、下から上がつていって、それが連合会の帳簿に上る、それによつて損益計算が出てくるから、そういうふうなことから考へてくるといふと、今のやうなことになるれば、剰余金、その他の算出にも疑問の点が起ころしやしないかと考えられるわけでありませんが、そういう点はいかがですか。

○説明員(岡安誠君) 御質問の要點は、未収に上がつてゐる場合に現金がない、剰余金の算出または積み立ての場合、問題があるのではないかと、御意見かと思ひます。未収の場合には、当然それに見合ひまして、未経過の支払い保険金、そういう引き合ひ勘定がございします。問題はやはり未収ですから、必ずしも良好な資産ではないわけですから、その見合ひである未経過分も、良好な資産でないという状態は、はなはだ遺憾でございますが、剰余金の算出並びに剰余金の処理といたしましての積み立てのほうは、大体問題は無いのではないかと、むしろ問題は、未収金に見合ふ未経過分のほうに問題が起つてくると、私も考へております。

○藤野繁雄君 この点は、このくらいのところをいたしまして、次は、県の共済連合会の事業の過不足金について資料から伺いますという、これは数字は省略いたしますが、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、任意共済、こう

いうふうなものについて、県別にはプラスの果もあれば、マイナスの果もある、こういうふうな実情であるのであります。それで都道府県別に勘定科目別に不足金を生じた理由の大体の数字は、どういふふうになるのであるか、またこれに對するところの対策は、どういふふうにお考へておられるのであるか。

○政府委員(松岡亮君) 勘定科目別と申しますと、まず農作物勘定については赤字の原因でございますが、これはおおむね昭和二十年代に多く出たわけでございます。これは特に二十八年、二十九年と大災害が続いたり、それ以前も非常に災害が多くて、保険収支を長期均衡の建前で作つておられますので、災害が続くと赤字が多くなる、こういう關係で大きな赤字が出た、こういうふうな中に上げざるを得ないのであります。もちろん運営の点について、若干不備な点があつたこともあると思ひますが、大きな主たる原因は、やはり災害が続いて、農作継続のときには剰余金が出るが、災害が続くときには剰余金が出る、こういう關係になつておるわけでありまして、蚕繭につきましても、県別に若干違つたわけでございますが、これはそういうものの規模の小さい形で出ておる、こう申しあげたいかと思ひます。

それから任意勘定でございますが、任意勘定で大きな原因となりましてのは、伊勢湾台風でございます。御承知のごとく共済団体のほうの建物共済事業では、風水害を事故に入れておりますので、伊勢湾台風で三重県、愛知県、岐阜県におきまして大きな被害が出ました。そのために三県だけでも数億に上

る赤字を出しました。当時国会で問題になりました共済基金からの融資で赤字をまかなったわけでございますが、それが現在残っております。しかし、償還は比較的順調に進んでおるのであります。

○藤野繁雄君 前にも私申し上げたように、昨年の四月一日現在の調査によつてみますと、共済関係の職員の数が二千五百八十六人である。そして補助の定員が二千三百二十八人である。だから補助の定員以外は二百五十八人である。それでほとんど全部のものが補助職員である。しかもこの団体については免税である。全部のもが補助の職員であり、免税である。こういうふうなことからいまして、常識的に考えて任意共済に不足金が生ずるはずはないのであります。もし不足金が生ずるといふようなことであったら、それは現在の制度が悪い結果であると私は断定しなければいけないのであります。だから職員給はほとんど全部出す、税金はかけていない、そしてそれが任意共済の仕事をやっている、赤字が出るというようにことであれば、それは現在の任意共済制度が悪い結果だ、こう断定せざるを得ないのであります。さつきお話のように、伊勢湾台風その他の場合にはあります。そういうふうな場合には、それは積立金に対して無制限であるから、無制限の積み立てをさせたらいいのであって、されてない結果、こういうふうなことが起こる、こういうふうなことがあったら、風水害を共済の対象にする場合は、その善後策を講じてからでなくてはやらすべきではない、こう考えられるのであります。この点いかがですか。

○政府委員(松岡亮君) 最初にちよつと申し上げておく必要があります。補助金は、任意共済事業に対しては補助金を交付してないのであります。それだけ申し上げておきますが、風水害を事故に含めた建物共済というものが、通常非常に狭い範囲内においては、かなり運営上問題があるといふのは御指摘のとおりでありまして、伊勢湾台風によりまして東海地方の諸県で大きな赤字を出しました際には、その後料率を引き上げる等の措置をとりまして、今後に備えるようにいたしましたわけでありまして、さらに、これは全国のプールをして危険を分散することも対策になると思つてございまして、その關係で、この全国農協団体の再保険、こういう方式は、まだ今後専門家同士の話し合いできめられるわけでございます。その際に、どういふ形の全国プール方式をとるといふことも十分検討してもらふ必要があると考えておるわけでございます。

○藤野繁雄君 任意共済の職員に補助金を出しているとは考えられません。しかし現実の事実はどうかということなんです。職員数が、先に申し上げたように補助職員でないところの者は二百五十八人でございます。補助金をもらっているところの職員が兼務でこれをやっている。であるから、兼務でやっているということになれば、補助金をやらないと言つたって、事實は補助金をもらった者が仕事をしているということなんである。であるから、人件費は少なうて差しつかえない、ほとんど要らないということなんです。人件費はほとんど要らない、税金は一つも払っていない、しかもそれが赤字を出すというところは制度が悪い結果だ、こういうふうな断定せざるを得ないのであります。補助金を出してないといふことは、表向きには出してないけれども、補助金をもらっているところの者が、その事務に従事しているといふことであらば、補助金を出しているのと同じ結果になつてくる。別な言葉で言つたら、金はその方面には要らない、税金も要らない、それでありながら、なおかつ赤字を出すといふことは、制度が悪いじゃないか、こういうふうなことである。いかがでしよう。

○政府委員(松岡亮君) 補助金を交付する際に、連合会の定員を二千三百二十八人と押えておるわけでございますが、これは実際にいる人数が二千五百人以上でございます。その差額は任意共済事業に従事する職員とみなして、実人員に対して補助はいたしてないわけでございます。それを連合会の事務費、人件費等を見まする際には、これは任意共済事業による収入をそれに引き当てられるものとして計算の上で補助する、こういう仕組みにいたしておるわけでございます。

次は、病虫害防除の問題であります。これも提案の理由の説明によつて見ますと、「第五は、水稲の病虫害の共済事故からの除外と共済掛金の割引であります。」こういうふうなことで、最近における病虫害による被害の低位安定化の傾向に即応し、病虫害防除事業の推進に資するため、水稲について病虫害の防止のため必要な施設を整備され、その防止が適正に行なわれる見込みがあるものとして指定を受けた組合等においては、病虫害を共済事故とし、これに対応する部分の額だけ共済掛金を割り引くことができることとする。この割引によつて不要となつた国庫負担のうち、割り引きされた農家の負担の減額分に相当する額を限度として病虫害防除事業に對し補助する、こういうふうなことに述べられておるのであります。

また、補足説明によつてみますと、うと、共済事故から除外しないこととなる特定の病虫害は政令で定めることとしたしておりますが、稲白葉枯病、病、稲黄化萎縮病等の、現在の防除技術では防除不可能と考えられておりまして、これを除外する、こういうふうなことを書いておられるのであります。

そこで、私がお尋ねしたいのは、水稲の病虫害の防除のみここで取り上げておいて、陸稲であるとか、麦であるとか、蕎麥であるとかいふようなものを取り上げられていない理由はどこにあるか、これは不可能であるからやられないのであるか、将来こういうような方面まで拡大される気持であるかどうか、まず、この点からお尋ねしたいと思つておる。

○政府委員(松岡亮君) 麦、陸稲等の病虫害でございますが、これは水稲につきまして今回は得るようにはしたの、やはり水稲の病虫害の防除技術が非常に進歩しまして三割以上の被害が出る場合がほとんどなくなつてきた、こういうことから適用しないといふことが出来るようにいたしましたわけでございますが、陸稲、麦については、まだそこまでいってない、これは経営の実態から申しますれば、御承知のやうに畑作として分散的に作付されている場合、したがって防除意欲も比較的低い、これらのものは、気象災害との關係が多いといふようなことから、なかなか防除が徹底しない、また分散的に作付されておりますために、動力噴霧機等が使いにくいといふようなことがございまして、まだ病虫害防除が十分に進んでいないことから、はつきりな状態が改善されまして、麦、陸稲等につきましても、三割以上の被害がほぼ出ないといふような状態になつて参りますれば、これはやはりはずすようにいたしたい、こう考えておるわけでありまして。

○藤野繁雄君 そうすると今補足説明で説明しておられる稲の白葉枯病、それから稲の黄化萎縮病、こういうふうなものに対する私、知識がないのであります。これは現在、どのくらい被害があつて、どこにその被害が行なわれているか、どの府県に、そしてこの試験は、一体どこでやっておられるのであつて、試験の現在の状況はどんな具合に進んでおるのであるか。

○説明員(石倉秀次君) 稲の白葉枯病

か、かように考える次第でございます。

○**繁野繁雄君** 政府の意のあるところはわかりました。

次は、農業問題であります。この農作物の災害の対象、対象というか原因が、法律の第八十四条では、風水害、干害、冷害、雪害その他の気象上の原因です。地震及び噴火を含む、

による災害と、病虫害及び鳥獣害、こ
うなっております。ただ私が
ここで心配しているのは、新農薬の使
用を政府は法律によって規制する、今
回の農薬取締法の一部を改正する法律
案によって、それが現われてきたので
あります。しかも政府は今回新たに使
用させようとする農薬は、完全に試験
済みのものでなくして、まだ、薬害はな
いだろうという想像のもとに登録を許
している。登録している。そういうふう
な農薬であるから、農民はこの農薬を
使用するのについて非常に心配してい
る。この農薬を使ったら薬害がある
んじゃないかという心配をしてい
る。薬害があるかという心配をしてい
るところのものを心配させないよう
にするについては、やはりこれは、政
府の登録を受けた農薬を使用し、薬害
があったならば、それは農薬共済の災
害として、これを認めてやるんだと、
安心してこれを使えと、こういうふう
に積極的にすべきものではないかと考
える。であるから新農薬を政府が奨励
して使用させ、それが農家の利益にな
るといふようなことで、かつまた、その
農薬は薬害がないという、政府に自信
があったならば、万一そういうような
ことがあったらば、政府において農薬
災害補償法で責任を持つから安心して
政府の指導するような農薬を使えと、
こういうふうなことを積極的に指導す
べきであると思うが、いかがですか。

○政府委員(松岡亮君) 確かに一つ
のお考えであるかと思うのでございま
す。ただ考え方としては、まず薬
害の発生しないように万全の対策をと
ることが第一でございますが、それに
つきましては全国にある官公立の試験
場で、新農薬につきましては厳密な試
験をやつて、効果あるいは薬害等の試
験を行なつて、その成績をさらに農薬
検査所で製品について審査をして発売
を許してゐる。登録して発売を許して
おるわけでありまして、適正な使用
方法である限り、薬害が発生すること
はまず考えられないのでございます。
万一発生したような場合には、それが
適正な使用方法によつても発生したと
いふような場合には、まず、そういう
ようなものの発売を禁止し、場合に
よつては、これは民事上の損害賠償の
問題も起こり得るものである。かよう
に考えるのでございます。
これを、それなら保険事故とするか
ということになりますと、使用法を誤
つた場合の薬害というものを保険事
故にするということが、まずちょっと
疑義があるのでございます。それか
ら、この薬害自体の保険事故としての
適格であるかどうかということにつ
いては、確率がまだ……むしろきわめ
てまれな事例であつて、保険設計に乗
るような確率を示さない、こういうこ
とがあるわけでございます。いづれに
しましても農薬災害補償法の事故とし
て扱うということには相当な疑義があ
りますし、別な、むしろ農薬取締法あ
るいはその他の制度の上での問題では
ないか、こういうふうに考えるわけ
であります。

○藤野繁雄君 この問題については、
いろいろ問題があるかと思うのであり
ますから、今度の当面している、今使
用しようとしている、あるいは使用し
なくてはならないというような場面に
追い込まれてゐる佐賀、福岡、長崎、
熊本、滋賀県、こういうふうな県で
は、この問題は非常に重大問題なので
す。でありますから、各方面と連絡を
とつて、農家が喜んで新農薬を使用
し、そして、その使用によつて收穫を
まし、万一不時の災害をこうむつた場
合においては、政府において善処して
いただくということを、希望を述べて
おきます。
最後に、私は、全共連の再々共済と
税金の問題を取り上げてみたいと思
うのであります。この税金の問題は、長
い問題でありますから、申し上げれば
いろいろあるものであります。まず
私は政府の提案理由から、これも引用
していきますると、「連合会はその行
なう任意共済についての手持責任の一
部を全国共済農業協同組合連合会の共
済に付することができ旨の規定を新
設したのであります。これにより建
物共済についての農業共済、農協系統
の両団体の事業分野の調整が促進さ
れ、両団体の建物共済の健全な発展が
図り得るものと考えられております」と
と述べておられるのであります。私も
政府の意見と同様に考えるのでありま
す。そして農民の福利が増進して理想
の農村が建設せられるように念願して
やまないものであります。私はこの際、
全共連への再々共済及び農協への契約
委譲等に関連する問題について検討を
進めてみたいと思つております。

今回の改正は、生産者たる農民の経
営基盤を確立して農民の経済的利益を
擁護することであるのであります。
すなわち任意共済については、今回の
改正に伴うて全共連に再々共済し、あ
るいは農協に契約の移行をすることと
なるのであります。その間において農
民に実質的な損害を与えないようにす
るというふうな措置がとられなくち
できないのであります。基本的にはど
ういふふうになるかという、農業共
済組合は非課税の団体であります。農
業協同組合は課税の団体であるのであ
ります。そこで今回の改正に伴うて契
約者たるところの農民は、現在の取り
扱いよりも、不利益な状態に陥らないよ
うにせなくては、法律の改正の趣旨に
沿わないのであります。すなわち経営
者団体の問題でなくして、農民本意に
考えていかなくちゃできないのであり
ます。この点から考えてみれば、いろ
いろと税金の問題があるのであります
が、おもなる問題は、印紙税の問題と
法人税の問題であるのであります。ま
ず印紙税から取り上げてみますという
と、共済証書等の印紙税については、
農業共済団体のものは非課税である、
農協系統のものは課税されているの
である。そこで今までの農業共済団体
で行なつていたところのものを農協系
統の団体に移すことになりましてとい
うと、従来の無税のものが新たに課税さ
れることとなつてくるのであります。
このようなことは、はなはだ不当な欠
くものと思われするのであります。かつ
また、本来これらの両者は、全く同一の
性格の事業であり、根本的には農協系
統のものについても、当然無税とすべ
きものであるのであります。現に農協
団体と同じように、中小企業等協同組
合の行なつてゐるところの共済証書に
対しては非課税であるのであります。
したがつてさしたたは、前に述べ
ましたように、農業共済団体が今後も
行なう農作物共済を全国共済農協連
の再々共済に移行する場合及び農業共済
団体から農協系統団体に移すべき任

意共済についても印紙税が新たに課せ
られることになりました。しかも金額は
相当大きい金額であるのであります。
また根本的には農林水産関係の協同組
合が行なうところの共済事業の本質か
ら考えまして、これらの共済証書には
印紙税は課さないのが当然であつて、
全免すべきものであると私は信ずるの
であります。
次に法人税について考えてみます
という、自然災害による事故を填補
する建物共済の異常危険準備金の積み
立てに対しては新たに法人税が課せら
れるようになってくるのであります。
御承知のとおり、自然災害による損害
率といふものは、さつきも伊勢湾台風
の例を述べられるようにその損害のふ
れが非常に大きいのであります。非常
にそのふれが大きいのであるにもか
かわらず、農協が行なつておるところ
の現在の建物共済の場合においては、
積立金の率が非常に少ないのでありま
す。別な言葉でいつたならば、不十分
なのであります。これは政府も御承知
のとおりなのであります。その結果は
どうなつておるかという、農協法に
よつて任意共済を支払う場合において
は、全額支払つておられるが、農協連
の場合においては削減払いをする、す
なわち全体の損害を負担することがで
きないという、双方においては不均衡
の状態にあるのであります。であるか
ら、この不均衡がないためには、異常
危険準備金のうちで自然災害を対象と
するところの普通の積み立ての率は、
いかなる風水害であつても支払うだけ
の余裕があるだけの積み立てをさせな
くちやできないのであります。これは
今回の法律改正によつて、当然そうい

うふうにしくちいけなひのです。

今までは全額、損害を農災では責任を持つておった。全共連に再々共済をやったところが、削減払いでなくちゃできないという、こういうふうなことはあり得ないのであります。また、そういうふうなことをさすべきじゃないのであります。であるから、この際においては、たとえば船舶共済のようなものは百分の百六十、また農協の場合を實際調査してみると、実際は百分の百八十一・四、それが農協の場合に認められているのは百分の百、こういうふうになっておるのでありますか。

ら、農民の利益を擁護し、これらの團體の經濟経営の改善をはかり、發達をはかるためにはどうしたつてでも、この積立金のワクを拡大して、そうしてこれに対する法人税をかけないというように指導せなかつてはならないのであります。すなわち農災と同等の取り扱ひをやらなかつてはならないのであります。また農協關係のものが農濟系統から引き継いだところのものに對しては、いかなる場合があつても財産と損失を引き受けたときには、その財産及び損失については、その財産は農協連、農協の利益には算入しない。それから損失があつた場合においては、その損失は損失として受け入れて、これは次年度の場合においても損失を繼承することができ、すなわちあとで利益が出て、その損失からカバーして利益を少なくすると、こういうふうな態度でなくちゝいけないと思うのであります。

こういうふうに考えてきて見まするといふと、私はその他の事業税であるとか、というような税金もあるのである

りますが、この際においては、以上の印紙税と法人税については非常に問題があるものでありますから、農林漁業者の代表である、またそれを指導監督しているところの農林省としては、その農林省が中心になって各方面に交渉をして、この問題の解決のためには強力に推進していかなくちゃいけない。これが農林省の今の責任であり、また農業基本法に規定するところの法律の精神にも合致するものであると私は信ずるのであります。これらの点について農林省の見解と、決意のほどをお伺いしたいと思うのであります。

○政府委員(松岡亮君) 最初に印紙税の問題でございますが、これは従来のものである。政府としての考え方は、国が再保険する場合においては、印紙税の免税を認めるというような原則に基づいて運営されて参つたわけでございます。そういう原則がありますので、その実現の問題について若干の問題が伴うことは考えられるわけでございますが、中小企業協同組合の共済事業につきましては、現に印紙税は免税になっているという御指摘の例もございますので、農林省といたしましては、御指摘のような方法で今後大蔵省と話し合いをやりたいと考える次第でございます。

それから第二の法人税——再々共済が行なわれた場合の法人税の非課税の問題、異常危険準備積立金に対する法人税の非課税の限度の問題でございしますが、これは先般般協系統団体と、共済系統団体との間で、この問題が協議される覚書も調印されたのでございしますが、この再保の方式につきましては、両団体がそれぞれ専門家を出して

て、どういう方式で再保をするか、一方において農協系統団体は、その再保を受けた結果として不当に責任を負い、そのために運営が困難になるといようなことのない方式を確立することとを望んでおりますし、共済団体としては従来の短期建物共済についての全国ブールの機能が十分に發揮されるように望んでおります。それらは技術的に専門家の十分な検討を経た上で、保険方式がきめられるのが一番望ましいことであると、農林省としても考えているわけでありまして、したがって、どういう方式がとられ、歩合再保保

ごに異常危険準備積立金の非課税が、
現行の制度で不十分になるかという点
について問題はございませんが、その
必要が生ずる場合におきましては、農
林省としまして大蔵省とその点につ
きましては解決するように折衝をいた
したいと、かように考えておるわけ
でございます。

それから第三に御指摘になりました農協系統団体が、今回共済事業団体が従来行なっておりました任意共済事業関係の事業を引き継ぐ際に、承継する資産、赤字の資産も黒字の資産もございしますが、これに対する課税の問題でございしますが、これは覚書によりまして、事業の引き継ぎ等について、今後十分話し合いをすることになっております。どういふ形の引き継ぎを行なうかかというところは、これは保険の契約でございしますので、一定すべて解約したと上でやるか、新年度から新たに一方は事業をやめ、一方は事業を開始すると

いう形で承継するか、その辺のことは具体的に今後話し合いてできるわけでございますが、それらの結果も見まして、もしも措置する必要がある場合、これは場合によっては立法上の措置が必要になるかと思いますが、必要によつては、そういう措置も考えて参りたい、かように考える次第でございます。

○藤野繁雄君　今の印紙税は、大體それでよからうと思つておるが、法人税のことについて、もう少し決意を新たにせなければいけぬ。とにかく同じく自然災害を対象としているところの額責任を持つことができる。しかし農法でやればそれができない。できないといふのはなぜかといふと、政府の指導方針によつてできないことになっている。これは法律問題じゃないのです。行政処分によつてできる問題なんです。行政処分によつてできる場所の問題を今回農法を根本的に改めるという際に、法律によらずして、行政措置でできるところのものも打ち合わせる。

せしなくちゃできないというようなことでは、なまぬるいと思つておる。もちろん実行する場合においては打ち合わせしなくちゃできないけれども、農林省の決意としては、そういうふうな不合理の点は必ず是正する、そうしてそれに向かつて、私などは最善の努力をする、こういうようなくらいの決意は示されてもらいたいと思うのであります。

次に、今度全共連に再々共済をやる場合においては、建物の共済というものは引き受けたところのものを全部再々共済にするということじゃなく

険が多いところのものは、再々共済に
 するが、危険が少ないものは再々共済
 にせない、こういうふうなことになる
 たらば、全共連の赤字は、危険度合い
 は、ますます大になってくる。であり
 ますから、こういうふうな場合におい
 ては、これは政府の指導でできるので
 あるから、そういうふうなものは全額
 再々共済にするように指導するといふ
 決意があるかどうかお伺いしたいので
 あります。

○政府委員(松岡亮君) お尋ねの点は、全部の契約を——たとえば風水害のつかない火災の契約も、風水害のついた火災の契約も、契約の全部を再共済に付すべしというお尋ねかと思うのであります。その点については、農林省も同感でございます。そういうふうに指導して参りたいと思います。

○藤野繁雄君 一応これでやめておいて、あとでまた質問いたします。

○堀本宜実君 先ほど藤野委員からお尋ねのありました病虫害は其済の事項から除外し掛金を押引きすることができるといふことについての御質問があったようでございますが、私はこの委員会で五年前に病虫害防除ははずすことはできないかという質問をいたしましたら、その当時の当局者は、病虫害と災害の度合い、あるいは災害関係は不可分のものであつて、これを切り離すことができない、したがつて其済事項から病虫害を除外することは不可能であるという答弁を受けたのであります。それが現実の問題として、たとえはいちも病が発生しておるところへ風が来た、それがために起こつた災害かどうかといふことであつて、その

よつて来た原因が病虫害であつた場合でも、それは病虫害後に起つた、重ねて起つた災害によつて、その災害がなお増加した場合は、どういふ処置でこれを見ていける所存か、そのところを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 確かに御指摘の問題があるのでございます。ずつと前に堀本委員から御質問があり、それに農林省が答えましたことは、現在に昔に比べればよほど技術的にそれができるよつて来たといふと申し上げられしと思ひます。しかしそれによつても、冷害にいちいちつきものでございまして、その減収が冷害からだけ起つて、いもちからだけだけ起つたといふことを判定することには、なお若干の困難があることは御指摘のとおりでございますが、これはしかしながら農林省としては、病虫害による減収の推定尺度というよなものを作りまして、完璧な評価はなかなかむづかしいと思ひますが、おおむね納得していただけるよな基準でやつて参りたい、損害評価全般について、そういうことは言えますけれども、特に病虫害の事故による減収、それ以外の事故による減収の区分というものにつきますは、そういう措置によりまして解決して参りたい、かよつて考える次第でございます。

○堀本委員(松岡亮君) 御指摘の畜産共済等について若干の質疑をいたしたい、かよつて存じます。そこで、畜産の実態に合うよな共済制度を至急設ける必要があるという問題でございまして。従来は副業的な畜産と云われておりますものでございまして、わが国のたゞいまの畜産は副業の畜産ではございません。いわゆる畜産と云ふと申して、むしろ企業的畜産であると思ひます。で、それぞれの加入が、家畜個体について、それぞれ一個一個について加入をして、それが現状でございまして、農林省当局も認められておるよつて、今度の改正は、災害の発生の際に變化がきたとお述べになっておられまして、また被害の地域の差が拡大をして、また、農業経営の実態の面に合わないから改正をするのだ、こういうふうな述べておられる、そういうことであるならば、畜産の実態が集團飼育であり、多頭飼育に變つてきた、今日個体、おのおのの頭一頭が加入をして、おつた副業的な畜産の時代に創設された畜産共済というものと、現在のよな畜産形態を持つ状態のときに保険を実施しようとする、ことでは、むしろ農作物共済と同様に、家畜共済も改正をすべきものであつたと思ひます。か、それについて御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 御指摘のよな、最近における家畜の飼養が、副業的な畜産から漸次專業的といふことが、企業的な畜産の形をとりつたこと、は、私も十分家畜共済の運営について考へに入れておるところでございまして、しかしながら御承知のよな結構によりまして、農作物共済の改正につきましまして、種々の経過を踏まえて、教育をやり研究会をやり、いろいろな経過を踏まえて、改正案がでながらなかなか実現しなかつたといふこと、で、農作物共済の改正をまず実現すること、に全力を集中いたしましたのと、多頭飼養の実態といふものが、ここ一、二年において特に顯著になつてきておるといふこともございまして、私もとしましては、家畜共済を、たゞいま御指摘になりましたよな事態に即応して早急に改正を検討すべき段階にきておると考へておるものでございまして、この今回の改正が施行されましたならば、直ちにその検討に入り、いろいろの多頭飼育者の加入問題等も、その際に十分検討して新しい事態に即応する体制を整へたい、かよつて考へております。

○堀本委員(松岡亮君) 私は、今回これらの改正をみられなかつたことは、まことに遺憾に思ふと申したのですが、農林省は、多頭飼育経営に即して、この改正が行なわれた直後、明年度にでも多頭飼育に合うよな家畜共済の方向に改正をしていきたいという御決意があるよつてございまして、私はたいへんこの点については心強く感じます。

そこで、必ずこれをひとつ実行していただきますよな、こゝでだけの答弁で終わらないよな、こゝでだけの念を入れて申し上げておきたいと存じます。それがために、若干の私見を申し述べたいと存じます。この場合に、加入制度の問題でございまして、加入制度を行ないますときに、今までは個体加入でありましたが、これから集團加入、複数加入にすべきである、こういうふうな考へます。例を引いて申し上げますと、これまで、わが田に冷水を入れるよな、はなはだ恐縮なんです、一頭、二頭が代表加入をいたして、病気の代表者になる、それがいつても病気の代表者になる、という例がないではないのでございまして、そういうことを改正をいたしますためには、こゝで入り得るよな、みんなが入ること、という通減料率によつて加入を促進する、という制度が加えられなければ、これは私は多頭飼育、多頭加入といつても、それはおぼつかないと思ひます。したがら、まだこれから検討するよな、申し上げます、それがよろしいと申し上げても、直ちにそれがよろしいとお考へになるかどうかはわかりませんが、私の私見をいまして、通減方法を講じながら、複数でこゝで加入をするという方式にされるよな、お願いをまず申し上げる。これが第一点。

第二は死亡、つまり死産病傷——これは四つの保険が一緒になつております。つまり死ぬること、廃用になること、病気をしたと、傷つたこと、これが死産病傷という、まことに短い言葉で表現がされておるよな、ございまして、これが全部一度でなければ加入ができないよな、こゝに、若干の私は矛盾があると思ひます。経済動物でありますので、死ぬるといふことが一番悪いのでございまして、廃用になることもまた必ずしも望ましいことではございません。廃用、死亡の前には、病氣となり、傷つたこと、それが原因になつて死亡になり、廃用になるよな、ございまして、それが一度に全部加入をしなければならぬといふうに私は聞いておりますが間違ひございまいか。——間違ひありませんね。それならば、私は一くるめで加入をせよといふところに、少し農家の経済の上から考へて問題がある。少なくとも自由選択といふものをなせ許さないうのかと、死亡と廃用だけを加入した。あるいは病氣とけが、いわゆる傷をしたとき、けがをしたとき、そういうときだけに、私はこの料率で加入をいたしますといふ区分があつてもよきよなものだ。一律に入らなければ入らしてやらないといふよな、こゝで、自由選択、あまりに分離しますと、これは困ると思ひます。これは経営上困ると思ひます。組合経営の上から考へて私は困ると思ひます。これは専門家の意見を求めておやりになるがよろしいと思ひます。一度こしらへたものがいつまでも変わらないで、そのまゝおつて、そうして、ひつくるめて死産病傷といふことであることは、はなはだ遺憾に思ひますので、自由選択を許すべきであると思ひますが、その点について、どうお考へになりますか。

○政府委員(松岡亮君) いずれも、こゝも、まことに、確かに今後の改正におきまして検討をすべき問題であると思ひます。最初の集團加入といふことが、多頭飼育者が自分の数頭持つて、家畜を加入する場合に、通減料率を適用せよといふことは、これは確かに十分検討

をしなければならぬ問題であると従来から考へておるのでございます。今までの多頭飼育の実態と加入の実態を検討いたしますと、どうしても多頭飼育者が加入が悪い、これは多頭加入者はむしろ技術が、りっぱな技術を持っています、あまり危険がないのにもかかわらず、同じ料率の適用を受けるというようなことからくる不満もあるやに聞いておるのでございます。そういう点からいまして、通減料率がいいか、ほかの方法がいいか、これは検討する必要がありますかと思いますが、十分検討させていただきますと思います。

第二の死傷病傷の全部を一べんに加入しない、そこに選択の余地を残してはどうかという御提案でございますがこれも確かに農家の加入する側に立つて考えました場合に、十分考慮をしなければならぬ問題ではないかと考へるのでございます。御指摘のような組合経営の問題もございしますが、それは、あわせて基本的な検討をやります際に、十分検討させていただきますと思います。

○堀本宜実君 これも御一緒に御答弁を願ったほうがよかったと思ひますが、つい落ちまして申しわけございせんが、掛金の分納制度というふうなものはいかなるものであるかと思ひるのであります。これはごく簡単なことで理由も何もございせん。農家が、最近の乳牛なんというものは相当掛金率が高いものですから、それで加入を渋る向きがございまして、乳牛のただいまの加入率は、たしか四九〇程度ではなかるかと思ひ。有資格頭数の半分しか加入していないなんということ、私はまことにざんきにたえぬと思

う。そこで全部のものが加入をそろつてできるようにいたしまするためには、分納制度も必要であらうかと思ひますが、分納制度はできるようにしておりますか。

○政府委員(松岡亮君) 実は本年度から、年二回ないし三回に分けて分納することができるようになっております。

○堀本宜実君 次に、家畜診療業務を適正に行ない、かつ合理化をする必要があると思ひますが、これは検討が必要かと思ひますが、これは検討する必要がありますかと思ひますが、十分検討させていただきます。

その業務に従事する七五〇というものは診療に忙殺をされておる、こういうふうな考へるのでございます。少なくとも私は組合の健全なる発達、あるいは農業共済が農家経済にとって最も好ましいあり方といたしましては、なるべくその損失事故を少なくするということではなければならぬ。それがためには予防、損耗防止という仕事が必要に考へられなければならないことは、まことに私は遺憾だ。というのは、一診療所に一・四くらいの技術者がいないから、つまり技術者がたいへん少なくなつたということなんです。そこらからきているのじゃないかと私は思ひます。その点どうお考へになりますか。診療所だから診療しておればいいのかとおしやるのか、あるいは今言う診療所自体、そういうものがやはり予防的処置、あるいは未然に防ぎ得る処置、衛生管理というふうなものの指導をする

ということがやはり仕事のうちにあらなくてはならぬか、こういうふうな考へるのでございますが、それに対してはお考へはどういうふうにお考へになりますか。

○政府委員(松岡亮君) これもごもつともなことでございまして、事故が起きる前に予防措置をとって事故を少なくすることは、実は組合自体の運営から望ましいこととございしますが、御指摘のように、診療業務に忙殺される、人手が足りないというふうな事情もだんだん出て参つておるのでござい

ます。それは診療所の職員が、最近減る傾向が出て参つております。どうもよそのより有利な方面に就職していくという傾向が出ておるからで、一方におきまして待遇改善にも配慮いたしておるわけでございしますが、さらに診療所の施設も充実し、予防のための指導のほうにも十分時間をさき得るようにするには、これは適切な処置かと考へますが、これは基本的な制度の検討の際にも必要でございしますが、それを待つまでもなく、今後十分配慮して参りたいと思ひます。

○堀本宜実君 今申し上げましたように、家畜衛生という、衛生に重点を置いた診療を行なうということが、共済組合でも必要であるというふうな御認識をしておられるようでございします。そこで人が減つてきて、おられないから工合が悪いのだというお話なんですが、これはいろいろ理由はありますが、理屈とこうやくはここにでもつづけますから、どういふ話にでもなるわけですが、私はこの全国の給料表を見ますと、北海道における一年間の組合の人員費を見ますと、診療所にありまし

て、北海道では五十八万七千円を支給してあるようでございします。ところが内地では二十八万八千円ほどでございまして、半分にならないので、半分にならない。半分にならないで二十八万円程度で一年間をまかなうというところに、私は無理がきておるんじゃないかと思ひます。これは組合が出したらいんじやないかといつても、なかなか組合が、農家からは出せないで、これは政府としても、もう少し何とか今の衛生の方面といひますか、予防衛生といひますか、そういう方面に相当の時間ができるように充実指導体制をとるべきであるということ

を是認を今されたのですから、ひとつこの給与の改定も、当然行なわれないといけないのです。これは夏がきて一枚ずつ着物をぬいでいきます。秋から冬に入っていくにしたがって一枚ずつシャツをふやしていくこれは自然の道です。何月何日から一枚羽織を着なければいけないという規則がないのだけれども、やはりそれが一つの自然の道なんです。給与をやれば、それは人は集まるのです。給料を出さないでいて、そういうことが人が足らないからできないというふうなことは、私はどうも指導体制は充実したとは申し上げられぬと思ひます。その点は、お考へはどうでございしますか。

○政府委員(松岡亮君) まことにこもつともでございします。同じ組合の中でも、獣医師の待遇については、一般職員よりもむしろよいわけではございしますが、しかし、それでも、さつき申し上げたような傾向もございします。従来とも待遇改善にはいろいろ苦心して参りましたが、今後とも十分配慮し

たいと考へる次第でございします。

○堀本宜実君 そこで、私はもう一つ申し上げて……、これはどこにでもこういう例があるのですが、組合と連合会との俸給表を見ますと、連合会が高いのです。これは連合会というものは、いわゆる連合されたもので、末端の組合よりは上位におるといひますか、何かそういうふうな社会的通念の上から高いのですが、共済等は末端で働くという仕事なんです。机の上で仕事をすると、この機会には比較的少なくて、病虫害の予察にいたしまして、あるいは疾病治療にいたしまして、組合の経営、連合会の経営ということになりますと、やはり組合の末端におる者が、直接畜主なり耕作農民と密接な関係を結びつつ、しかも連合会におる職員よりも余分に肉体的な働きをしておるというのが私は通例だと思ひ、ところが連合会のほうは、これもあまり高いとは申し上げられませんが、少し組合よりはよろしいようです。とにかくやはり末端で働く者を優遇する……お考へを、これは答弁は要りません。答弁するほどのことはないので、これはもう当たりまえのことなんです。ですから答弁は要りませんが、これがほんとうだとお考へになったら、ほんとうに指導をされるように私は強く要望いたします。どういふふうに思ひます。

もう一つございしますので申し上げておきたいと思ひますが、家畜共済診療所の配置は、従来馬が相当地方におりました。当時の考へられたのじゃないかと思ひます。この配置は将来……診療所のない果があるのです。一つもない果が

あるかと思えば、診療所をむやみに作っている県がある。これはどうしてそういうふうになったのですかと伺います。それがやばいから、これは申し上げません。定見がないということなんですか。それから申し上げませんが、とにかく何かそこに、ふぞろいなものが散見されます。何もない県があるんです。御承知でしょうね。ところが、経済局というものは畜産をやっているのです。畜産局というものが農林省にある。そして、畜産の指導行政、衛生、治療、そういうことはおおむね畜産局がやっています。ところが、経済局に畜産があるのは、この家畜共済の畜産だけなんです。これだけなんです。だから、ひとり島みたいなもので、いわゆる行政の立場からいうても、孤独な感じがしないでもないと思はる。これはむしろ畜産局に持つて、相互の力でやはり畜産の団体、その他の中に包含されて経営をされること、受ける農民としては私は便利だと思ふ。そうすよ。これは一足す一という足し算でなしに掛け算になるのです。他にいろいろ、たとえば家畜保健所があります。あるいはまた畜産組合があります。いろいろな畜産の団体があるんです。ところが、経済局にはこれだけしかないから、指導方面に對するお考えが少いのです。非常に希薄です。それからみますと、家畜共済というものの中心にあるのだということだけで指導してやろうということ、その考え方がきわめて薄い。したがって、診療所の配置というものが適正でない、こういうことが私はいい得ると思う。できれば、家畜共済のあるようなところ、家畜診療所があると、機具

を貸してくれ、顕微鏡を貸してくれ、ちょっと助けてお前も見てください、か、教えてくれないかというのに、きわめて便利なんです。それが独自の立場でやっているから、そういうことを求めようとする意思があつても求められないという現実が地方にはある。それは行政として何か思い足らざるものがあると思はし上げて差しつかえないと思うのですが、こういうものは少なくとも横の連絡をとって大いに調和をし、充実ははかっているということが今後必要である。それがためには家畜診療所の配置あるいは診療所内における今後の取り扱い等についても、十分に心してこれを再観察をするということが必要であらう、こういうふうに考えます。これは答弁を求めません。わかり切つておることですから——大い御答弁をいただいたても、そのとおりですと答えられるので、私は答弁を求めません。

次に私は、これはお答えをいただきたいと思ひますが、家畜診療所について、つまり点数表をやつておるので、その点数表をいつおきめになったか。去年でありますか、昨年度の予算で二・五割の診療費の改定があつたやに記憶があるのでございすが、その後また、今年若干の点数改正をいたしました。そこで、その改正をされたいきさつ、経過といひますか、現在、どういふふうになつておいでになりますか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 診療点数の改正は、三十七年度と本年度と二回にわたつて実施いたしております。昨年度と本年度の改定を合せて、約一七割を引き上げております。そういう状況になつておる次第でございす。

○堀本宜実君 三十七年度予算編成のときに、農林省は二〇%あまりの改定を大蔵省に要求したはずだと私は記憶を持ておる。それがならなくて二・五%、その次に何がしか足して一七%の改定になつた。これらの改定をいさします場合——今、厚生省でも医療団体、歯科医師あるいは薬剤師等で問題が起つて、数年前からずいぶん紛糾をいたしておる。これは開業獣医師も八十数%これに關係して、指定獣医師ないしは嘱託獣医師をいたしております。そういうものがあるにもかかわりませず、民主的にこういうものをきめようとするときに何らの相談もしない、あるいは公開の意見を聞くことのないように思ふのですが、どういふことでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) 確かに社会保険の上におきますような協議会というふうな制度はございせん。役所が形式上一方的にきめる形になつておりますが、非公式にはできるだけ御相談いたしまして、役所だけでは十分な意見がございせんので、よく伺つてきめるようにいたしておるのでございす。

○堀本宜実君 それは局長さんだけがお考えになつておることではございせん。現実に、決してそうではございせん。私はここで暴露をしようとは思ひませんが、絶対に意見を聞きません。こういうふうになりましてから御意見をいうのが、御意見を言うて、一つも取り上げはしません。また、そのときにはすでにきまつておつた、これはこういうふうでなしに、いわゆる共済組合の人たち、あるいは共済組合の実態を運営をしている会計の人たちなり、あるいは実際に診療に従事している者、そういう者を呼び、あるいは開業獣医師に手伝わしておるのですから、そういう者の意見を聞き、そしてしてからの後におきめるのが当然なのであつて、一定の点数を役所だけできめて、そして技術まで同一規格の中に押しこめようとする手段は、実に非文明的であり、非民主的であるといわなければならぬ。これくらい近代社会におよそ、不明朗なものは申し上げないで、これは私に關係があるからこれくらいひどいものはないかと思ふ。これは将来検討の用意があるかどうか、ここでひとつ承つておきます。

○政府委員(松岡亮君) ごもっともなことでございす。今後の運営につきましては、ただいまの御指摘の趣旨をよく体しまして、十分配慮させていただきます。

○堀本宜実君 次に、もう一点だけ伺ひたいと思ひますが、乳牛の加入度合いが減つてきているのですよ。ね。ずっと減つてきておる。これはどういふ理由で減つてきたのでしょうか。ひとつ当局はどういふふうに見察をされておりますか、伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) これはいろいろ原因が考えられると思ふのでございすが、実際に乳牛の増加が非常に急激で、新たな飼育農家も増加しております。多頭飼育農家も増加するということ、直ちに加入するということにならないために、乳牛の増加と加入率の増加とがなかなかマッチしない。こういうことになるかと思ひます。

それから先ほど来、御指摘のありました多頭飼育者が現在の制度で、必ずしも進んで加入しないという傾向が見受けられる。そういういろいろな原因があるかと思ひます。

○堀本宜実君 私はお述べになりましたような原因があると思ひますが、主としてやはり一番ネックになりますのは、加入料金と言ひますが、高いということだと思ふのですが、そこで死産部分には二分の一の国庫補助がある。ところが病傷部分には国庫補助がございせん。そして多頭飼育共同加入奨励金という名前前で今年度二億数千万円、たしか予算がついたかと思ひまして、この点農林省に感謝をするのですが、二分の一の国庫補助——二分の一に限りませんが、つまり病傷部分にも、国庫によって助成をしてやる道を今後開くべきである。これがなければ、少なくともこの大部分の加入というものは望みがないのではなからうかというふうに見えますが、それについて、これは大蔵省が——農林省にはその意思があるわけ、大蔵省になら。が、しかし、それは努力の問題であり、まして、何かそれについて御意見がございすれば承つておきたいと思ひます。

○政府委員(松岡亮君) 病傷部分の二分の一の国庫負担につきましては、多年要望があり、また国会においても附帯決議等におきまして、しばしば決議されたことでありまして、農林省としても、実は毎年の予算要求の際には大蔵省とその実現のために折衝を續けて参つたわけでありす。いまだ実現が

できないという状況でございますが、本年度はそういうことも考えまして、二億二千万円の補助金を別途計上するという措置をとった次第でございますが、しかしこれはいづれにしましても、多頭飼育等の今後の実態にもあわせて考える必要がございますので、家畜共済制度を基本的に再検討する際に、あわせてもう一度検討する。そういうふうな考えでおります。

○森八三三君 農災法の改正の問題は、非常に長い間両院におきまして、抜本的な改正をなすべしというような決意をいたしまして、政府の善処を求めてきた。極端な表現をいたしますれば、相当政治的にも扱われてきておるといふような状態に置かれておるといふ問題であり、関係する農民にとりましては、きわめて大きな経済関係のもとにあることでありますので、この際悔いを残しませんように十分な質疑を尽くして全きを期したいと存じます。

そこで、いろいろお伺いをいたしましたことがありますが、もう時間がすでに三時というところでもございますので、きょうは総論的な問題だけをお尋ねいたしたいと思います。そのお尋ねに入ります前に、先回の委員会でお願いをいたしました資料が提出をされました。その資料を拝見いたしますと、私の要請いたしました趣旨に十分こたえていただけない部分に相当にあるのです。これは時間的にその余裕がないので間に合わなかったというところでございますか。あるいはそういう資料は農林省としては手持ちがないというところでございますか。それとも公の資料として出すとはい

がかとというようなお感じの上で整理をされておられるのか、その辺は一体どうなんでしょうか。前段申し上げるように、しっかりと勉強をいたしまして、あとで間違ひをしでかさんようにいたしたいというふうなことから考えて見ますと、資料が整いませんという、十分な質疑もできません、いたずらに時間を要することになる危険もありますので、最初にそのことをひとつお伺いをいたします。

具体的には任意共済関係の仕事に従事しておる都道府県別の組合職員数、その人件費が幾ばくであるか。そのうちその財源は、どこに求められておるかということに対するお答えが資料としては出ておりません。これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) 組合段階における任意共済事業に従事しておる人員と、その人件費というものは計算上の区分でございます。実際に何人が任意共済に従事しているというところは、組合段階のものとはわからないのでございます。連合会につきましては、午前中にも申し上げましたが、予算の面におきましては、実際人員が二千五百以上でございますが、予算定員としましては、二千三百人、その差額が任意共済に従事する人間、こう考えておるわけでありまして。

○森八三三君 私が申し上げておりますのは、非常に貴重な国費を使っております。人件費というものを助成をしておる。私は全額国庫負担にすべきであるという主張に立っておるべきであります。今日そこまでいっておりません。が、しかし、少なくともそういうような国費をもって援助をいたしております

の部分というものは、必須共済事業のために補助されておるのであって、しからざる部分に対する助成にあてがうべきものではないと思うのです。この考えが間違ひしておりましたら、このお伺いしたことを説明していただきたらいい。私が申し上げるような建前に立っておるものとしたしすれば、当然区分して経理をされなければ補助金を出す側としてはおかしいものと思うのです。いかなる補助事業でも、その補助が、どういふように使われていくのかというところは当然これは明確にしておかなければならぬはずなんです。それが明確になっていないということはおかしいじゃないですか。

○政府委員(松岡亮君) 御指摘のように、任意共済事業に対しては、国費の補助を行なうべきものではないと考えております。したがって、連合会の段階におきまして任意共済の勘定は区分いたしております。そして必須事業に従事する者とみなされる人員に対して補助を行なっている、こういうことにはいたしておるのであります。それから組合のほうにつきましても、連合会の段階におきましても、全体の人員の一割程度が任意共済に従事しておるわけでありまして、それが事業量を表わすかと思いますが、組合の段階におきましても必須事業に従事する職員が一組合平均五人くらいかと思えます。そのうちの〇・何人かが任意共済の事務をパート・タイムでやるということになっております。これはしからざる事業としましては、区分いたしてやっております。

○森八三三君 お話のように一人の人が、補助職員として半分の仕事をやっ

ておる、あとの半分の部分は補助事業でない事業に従事しておること、これは実際問題としてはあると思うのです。ですから、そういうことに従って経理は明確に区分処理されていかなければならぬはずなんです。そうでなければ、補助金を出した側として検査もできない、監督もできないということになると思うのです。ですから、そういう区分は今日始まった事業ではなくて、すでに相当年月やっておりますことですから御指導になっておると思うのです。結果としては、当然区分された報告があつてしかるべきなんです。それがわからぬということが私にはわからぬ。それは投げやりにい

かげんにやらしておることなんでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) 連合会のほうも組合も、経理の区分をいたしております。連合会の定員につきましても、先ほど申し上げましたように、任意共済に従事するものには関係ないということにいたしておりますが、組合では平均五人の職員のうち〇・何人かというふうになりますので、その区分はちょっといたしません。経理のほうは区分いたしております。そういうことになっております。

○森八三三君 そういたしますと、単位農協の場合には平均して五人程度、そのうち〇・何人程度まで従事をしておるといふことだから、人数では明確にできないといいたしまして、その経理は区分されておる。同じ人の俸給を三万円なら三万円のうち二万円は補助職員の方の関係から支弁をし、一万円は任意の経理区分が当然なされてお

るといたしますれば、その経理区分に従つておる資料を出し願いたいというのが私の要求なんです。

○政府委員(松岡亮君) 業務勘定という形で区分をいたしております。人件費等については区分は組合について行なっていないのでございます。

○森八三三君 あとで質問をするときの資料ですから、これ以上は、その点は申し上げません。

その次に、やはり資料で、市町村に共済事業が移された場合における任意共済事業が、午前中にも藤野委員から御質問がありましたように、実際は行なわれておる、その行なわれておる形態が、どういふ形態で行なわれておるのかということ資料としてお出しを

いたしたい、それに対しては役所のほうから通達をせられた。通達とかいろいろなものが出てきておるので、私はその通達に従つて、あるいは指導方針に従つて実際に動いておる姿というものは、直接に検査をなさなくとも、都道府県知事をして検査をせしめて、その結果が農林省にはまっております。おかしと思つてきておらなかつたら、農林省としては、その実態を把握されておると考えますので、その実態について、どういふ形態のものが幾つくらいあるか、どういふものが幾つあるかということをお知らせいただきたいということでありまして、その資料が出てお

りません。これはそういうことを把握しておらぬということであるのか、その辺どうなんですか。

○政府委員(松岡亮君) その資料は、報告をとっております。

○森八三三君 それでは資料の点はそ

の程度にいたしまして、申し上げましたように結論的な問題だけ、きょうは申し上げてみたいと思ひますが、午前中の藤野委員の質問に對しまして、今回の改正は完璧なものとは考えませんという局長の言葉がございました。私は人間のやることですから、いつでも、だれが見ても、これが完全無欠であるということができようはずがないと思ひます。しかし本件につきましては、すでに数年にわたつて論議され、協議会という特別なものを設置して御研究を願つたことでございまして、主観的にはこの時点において、これが最善のものであるという確信が出ていて、初めて改正案というものが出るはずであると思ひます。あやふやなものを提出しになるはずがないと思ひます。完璧なものとは思ひません。完璧なものとは思ひませんが……。

そこで、完璧なものとは思ひませんという点でございまして、どういふ点が完璧でないのか、どういふ点にまだ直さなければならぬ点があるとお考へになつてゐるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) これはなかなかむずかしい御質問であると思ひますが、まあ理想的なことを言ひますならば、もっとやはり強制の度合いは、將來は緩和されなければならぬのではないかと、そういう感じがいたす

ものでございます。また、料率の決定等につきましても、今度は従来の方式に比べれば、これこそ抜本的に改めまして、從來は累一円で共済掛金率を定めて、それを十八の危険階級に分けて組合に割り当ててゐる、こういう状態であつたわけでございますが、今度は逆に末端の組合から基準共済掛金率を組合ごとにきめていくという方式をとつたわけでございます。これは非常な前進であると思ひますけれども、その区分まで行きましたことは前進に違ひございせんが、できれば、もう少し小さな区分までいく方式が考えられなければならぬ、そういう点も、將來研究すべき問題ではないか、そういう二、三の例でございまして、あければ、まだ検討の余地のある点はあるかと思ひます。

○森八三君 お話のように、非常にむずかしい質問をぶつておるのですけれども、事實上局長として何らかり合ひも考えずに、ほんとうに神様のようになつてお考えになつた場合に、こうしてみたいというお氣持がきつとあるだらうと思ひます。これを逆に申しますと、私はこの農業災害補償制度は戦後の立法としては画期的な、ほんとうにこれはもう、ありがたい法律だと思ひます。と申しま

すのは、釈迦に説法なんですけれども、いかに農家の諸君が勤勉努力をいたしまして、災害のために、天災のために非常な災害をこうむる、このことは不可避的なものでね。そのために再生産ができないという点を補完していくことなんですから、これは農家に非常な利益がたい法律だと思ひます。

ところが、そういうような非常に生産農家にとっては、ありがたいと思ひますが、年々歳々いやらがられておるといふ事実を見るのです。そういうことから抜本的に改正をなすべしという主張が結論されたと思ひます。ですから役所としては、どういふ点に農民諸君の不満が存在するかという点をきわめていただきまして、完璧なものになるかと思ひます。逆を言つと、そういうことだと思ひます。完璧なものにいたし

るために、受けて立つ関係の農民諸君が、この非常な利益がたい法律に對していやがっておるといふことは、どこに起因をするかという点を確かめていけば完璧なものに仕組んでいくことは可能であらう、こう私は思ひます。

○政府委員(松岡亮君) それは、現在の制度に對する不満が幾つかあると思ひます。まず第一は、低被害地において無事故が長く続いて掛け捨てになる、その場合に、低被害地は掛金を負担し、さらに賦課金を負担するといふことの不満がある、これは一面において、損害保険という方式をとります限りある程度は避けられないことではございませうけれども、それがどうも偏在する。低被害地は低被害地で、いつもそういう形、高被害地は比較的高被害地をよく受け取る、こういう形で偏在するといふことが、これは根本的

な一つの不満であると考えておるのでございます。これに對しては、今回の改正案は相當な答えになると私も思つておるわけですが、いふのは、今まで累一円で定めておりました掛金率を組合ごとに定めるといふことにすれば、それだけその地方の実態に合うように料率がきまつてくる、したがって、低被害地は低い料率として負担が軽くなり、高被害地は比較的高い負担になる。しかし国庫負担率でその調整はいたしますけれども、高い負担率のところは、比較的高い料率となる、こういう形になつて、合理化されて参ると思ひます。ありますが、それから直接制度の改正に關連いたしません、無事戻しを拡充できる、組合ごとに料率をきめ、組合に通常部分の責任をできるだけ大きく持つてもらふといふことによつて、剰余金が出る余地が大きくなる。したがつて、無事戻しの財源積み立てがよ

う点で、低被害地に對する不満が相當緩和できる、こういうふうに考へておるのであります。それから第二の不満としましては、災害が起きた場合に、十分な金が払われないといふ点の不満でございます。平生掛金をかけているにもかかわらず、いざとなると、十分の金がこないといふ不満が、確かにこれも相當な根拠にあると思ひます。これは改善を要する点でございまして、制度といたし

まして、やはり今回の改正は、それに対して相當な改善になると、私も思つておるわけでございます。いふのは、從來は、共済金額の選択が行なわれます場合に、最高金額を選択いたしましたとしても、米ならば米の値段の七割が最高限度であつたわけでございますが、今度は九割まで選択ができるということ、実際に災害が起きた場合に、そこまで補てんされるということ、相當な改正になると考へるのでございます。

それから第三点としては、強制加入といふ点の不満でございます。これは現在の保険方式をとる限り、日本の実態におきましては、強制といふことをやめることはできないと思ひます。社会保険におきまして、これは完全な強制加入でございまして、実態として完全に任意加入にするといふことは、保険制度として成り立たないといふことになりまして、できないと思ひますが、しかし、いろいろな制度の不満があるにもかかわらず、加入を強制するといふことに若干の無理があるといふことから、今回は任意加入の範囲を相當に広げるといふことも、農家の不満の緩和に役立つと考へるわけでありま

す。同様の趣旨で一部の事業を廃止することもできるようにいたすわけでありま

す。これも同様にご不満を緩和するに役立つものと考えらる次第であります。そのほかまだ若干ございしますが、主要な点の二、三をあげまして、相當な改正であると申し上げたいと思ひるのであります。

○森八三君 ただいまの点、農家の忌避しておる主たる理由というものを三つおあげになりましたが、これは相

互に関連のあることであります。これを集約して申しますと、掛金をするのはいやだ、災害のあったときには再生産が確保されるような補償はしていただきたい、というようなことだと思ふのです。非常に虫のいいようなことでありますが、そこに農家の希望があると思ひます。

そこで、その希望を達することは、現在の国家の負担と農民の負担とを考へて可能であるか、不可能であるかという問題を御研究になったことがございませうか。農家の諸君は、掛金をするのは非常にいやだということでしょう。無事災しがどうかと、掛金が問題なんです。それから、災害のあったときには、もう金額が中途半端だ、これでは再生産をやつていくのに十分であるというところに不満がある。ですから、再生産が可能なら十分な補償ができるということ、掛金について免除するということが可能であれば、農家の諸君は忌避しないと思ふのです。それでしよう。だとすれば、そういう希望に沿うことを、実現するという立場に立つての御研究があったかどうか、そのためには、国費が非常にふえたり何かして支障があるから、また、こういうふうな戻つてくるということもあり得てよろしいと思ひます。そういう基本的な線に沿つての御研究があったか。あったとすれば、それはどういふ結論になったかをお聞かせいただきたい。

のがいやだということの問題でございませうけれども、これは日本のような小農経営においては、なかなか保険という形で表に現れないのが保険の理論のようでございます。したがうまい、そういう意味で、保険利用がないうという意味で、掛金を出してまでやる必要がないということ、抽象的なこととしては言えるかと思ふのでありますけれども、しかしながら、制度が公平に掛金の負担と支払われる共済金とが、公平に払つた分に相応して共済金というものが受け取られるということとが制度としてあるもので、それが確立されて、またその運営が的確にいきまなうならば、実際問題としては農家としては、そう不満を感じないのではないかと、こういうふうに考えられるのであります。現に低被害地において不満があるというのは、自分のほうは払う一方だということの不満のほう強い。中にはもちろん、掛金はびた一文出したくないという人もあると思ひますが、実際には掛金をかけても国の負担する掛金のほうが大きいわけでありませうから、もう機会があれば大きいのであります。したがって、これが公平に被害の低いところは低いなりに共済金にももう機会がある、料率も低いというところになってきますならば、その点における農家の掛金負担に対する考え方というものはまた違つたものがあるのではないかと、こういうふうに考えるわけでありませう。それからそれとは別に、現在相当な国費を掛金の負担の面においては約百億、また事務費の負担の面においては数十億の金を国が出しておる。それをむしろ災害が起きたときに補助金の形で国家補償といひま

すか、そういう形で出したほうが、端的に農家はもう一方から喜ぶではないかという考え方も確かにあると思ひます。しかしながら、そういう補助金の形をとつた場合においては、あらかじめ緊急事態に処すべき補助金としてこれを予定するという形は、なかなか現在の方法としてはとりにくいのではないかと。それから予備費とか、そういう形でそのつど要求し、支出するという形になると、これは現在のよう機械的に国庫が負担して、災害が起きて足りなければ、直ちに補正予算が組まれて補てんされるという方式に比べて、非常に災害が起きた場合においてその安定性が少ないのではないかと、このことが考えられるのであります。それと、一面におきまして、小農経営とはいひながら、まあ理屈をいへば、農業というものは、災害がある程度はつきものである、災害に備へることが必要なのは経営の要素になつておるわけでありませう。もちろん、天災のすべてを農家が負担するなということとはどういふ考えられませんが、相当部分は国なり地方公共団体なりが負担すべきものではございませうが、ある程度の災害というものは農家の経営自体の中に織り込ませて対応させるべきものがあると思ひます。そういうものが備荒貯蓄という形でありませうが、要するに保険の掛金的な負担として出されるということもあつてよいのではないかと、こういうふうに考えるわけでありませう。いろいろ検討はもちろんだしたものでありますが、やはり現在のような保険方式と国家の補償とを組み合わせた方式によいところがあるのではないかと、こう考えておるわけでありませう。

○森八三君 現行の制度をそのまま踏襲していくという前提に立つて考えていけば、お話しのような結論になると思ふのです。しかし、いただきます資料によつて見ますと、比較的最近の数字をとつておりますが、かりに最近三カ年間の数字をまとめてみまして、その平均をとりましますと、国家の負担が年平均百二十四億一千五百万円、農家の諸君が掛金、事務費負担で出しておるものが百十六億四千九百万円、そしてその三カ年間の保険金として給付せられた総額が百三十億三千五百万円ですね、数字に多少の違いはありますが、この制度運営のために国庫が支出をいたしておる金だけが被災農家に給付せられておるのである、農家の負担金はこの制度運営のために大体消耗されておるといふ姿になると思ふのです。多少の数字は違ひますが、違ひますが、今申し上げたように、最近三カ年間をとると、そういう平均数字が出てくるのです。だからこの数字をながめてみますと、農家の諸君が保険理念に徹しますれば、お話しのようなことになりましますけれども、通常の觀念としては、できることなれば掛金なして被災があつたときには再生産が進んでいけるような手当をしていただきたいという希望を、これは偽らざる姿として持つておると思ふのです。そのことにたえてやれるじやないかという感じがでてくるのです。そう申しましますと、今度は災害の査定の問題等についてどうするんだということをおつしやるかもしれないけれども、この最後の査定は農林省がやつておるの

す。農林省が一定基準によつて査定しておるのですから、その査定基準というものは、農林統計調査部のほうの統計から出てきておるものが骨子をなしておると思ふのです。それだけに追ひ詰めてしまつと、農林統計の諸君は困りますので、それだけであると申しませんけれども、事實はそこにきておると思ふのです。だとすれば、結論としては、いろんなことをやつておつて、農林統計調査の数字がものを言つておるのです。ものを言つておるなら、それでやつたらいいのではないかと、こういう感覚に立たざるを得ないと思ふのですが、ただ農林統計調査のほうでは、一筆別にやつたらぬ、たて全県まとめた被害という程度のことしかわからない、もう少し細分したものがわからなければいかぬといううなことをおつしやるかもしれないけれども、しかしこれはやろうと思へば、市町村では役所の関係で米の検査員もあれば、農業改良普及員もおるのですから、そういう人を動員すれば、事務費なんてものはそんなにかけずにやれるという結論が出てくるはずなんです。そういうことの御研究が一体あつたのかないのか。ただ現行制度を守つていこうというだけの立場に立てば、お話しのとおりになると思ふのです。しかしどこへ行つて聞いてみましても、この制度はいやだという声はびまんしておるのです。その声というのは、申し上げますように、再生産が完全に進んでいけるような手当はしてもらわぬと、日本のような宿命的な農民災害に見舞われるという宿命的な農民においてはやりきれないです。これはひとつ国のほうでめんどろを見てもら

いたい、しかし掛金のほうだけは免除してくれという、非常に無理な要求、勝手な要求のように見えますけれども、これは農民の偽らざる要求だと思ふのです。この要求にこたえ得ないかという、数字的に見るとこたえ得るのではない。残る問題は、同僚として働いておる二万数千名の諸君、この諸君の身分を不安定にしてはいけませんので、これは別個に十分考えてやるという道は考えなければなりません。そういう対策というものを考えるようになったことがないのか、あるのか、どうなのか。あつてもそれはできないという結論に達したか、どういう理由でそうだったか、その辺をしっかりと聞いてみたいと思ふのです。

○政府委員(松岡亮君) 御指摘のように、問題は過去においても検討したことはあるのでございます。今の統計調査部の、ここに統計調査部長も見ておられますが、統計調査部の被害統計を、少なくとも町村段階まで誤差の少ない程度に作る、また損害評価もその程度までやるということにいたしますと、膨大な人と費用がかかるということです。この検討は済んでおるのでございます。今の連合会組合の機構に比べて、はたして費用が節約できるかどうかということは、必ずしも断定的には言えないことである。それから統計に統計のほうで、損害評価を農家の段階までやれるといたしまして、現在のようない保険方式をとっておりますれば、農家は基準収量をまず自分できめなければならぬ、これは上の統計と関係もございませうけれども、基準収量というものを意識して、それとの差が被害となるということによって、農家自

身がかりに、道徳的な問題として好ましくないことですが、被害が起きたときには、人間の心理としてどうも過大に見積もりたがる傾向がございまして、過大に見積もると、自分の掛金にもね返るという方式になるわけでありまして、損害評価というものが、農作物については非常にむづかしいことではございませうけれども、そこにやはりブレーキといいますか、チェックする要因が働くというふうなよい点がある。要するに、それから実際に農家が負担した額ともらつた額との過去三年の御指摘がございまして、けれども、三カ年をとりますと何でございませう、これは長期に見ますと、やはり受け取つた額がずっと多くなつております。長期の均衡という保険収支の建前でございませう。最近のように災害が少なくなつて農作続きのときには、必ずしもその的確に出ないわけでありませうけれども、長期にとりますれば、やはり受け取つた額がずっと多いということになつておるのでございませう。しかも受け取つた額で農家が負担した掛金もともに返されておるわけでありませう。国の分とあわせて農家に改めて帰属しておるわけでございますから、その辺はちょっと問題が違ふのではないかとこのように考えているわけでございます。

○森八三三君 長期にとつても同じではないのです。この制度が始まつてからの合計で見ましても、政府の負担が千二百六十六億九千四百万円。農家の掛金が多いのですよ、千二百八十二億三千五百万円。ただ給付のほうで合計いたしますと、千八百九十四億四千万円で、お話しのようにトータルではふ

えております。ふえておりますが、その給付金の分配について、やはり問題が私は残つておると思ふのです。そういうことに対する不満もあるということですから、法律の命題とする補償制度というところに踏み切つてしまふという考えをすることができないかどうか。その問題なんです。端的に言いますと、そのことのほうがずっときつぱりとして、会計検査院からしかられたりなんかしても済んでしまふ。現にやつてあるやり方は損害評価委員の諸君が評価をして、それを町村できちんとまとめて府県の連合会に申請する。府県の連合会が別の角度で審査をしてそれを査定をする。それを農林省に出す。農林省は別の尺度に従つて査定をして、それを流して行く。もし最末端に行つたときに、私の被害はそういうものではない、これは再審査を要する道があるわけですが、しかし再審査をするといつたつて、事実上現状はこれはなくなつておるのです。ただ形式上再審査の道があるというだけで、違いを修正する道はないのですから、結局泣き寝入りになつてしまふというところに不満があると思ふのです。ですから、そういうふうな不満を解消していくためには、むしろすつきりしてしまふほうが、問題の解明になる。これは全国を歩いて農民諸君に会つて話をすると、みんなそれに賛成です。これに対して不満を言う人は一人もいない。ぜひそうしてほしい。その結果、国費の負担には限界があるということ、困難であるとするれば、それは国費の許す範囲であつてもやむを得ないというこ

ころまで、農民諸君は納得していると申すのです。私は今の制度でいきますと、掛金というものが存在いたしておりましたために、ともいたしますと、やはり人災を作つても何年かに一ぺんぐらひは掛金相当額ぐらひは戻してやるといふ計算をせんとしようと思ふてしまふというところに問題があると思ふのです。これは非常に極端なことを申し上げて済みませうけれども、実際はそういう事例があると思ふのです。そういうようなことから会計検査院の指摘を受けて、しつこく農林省は不正事件の横綱のようなことを言われておつてはつまらぬ。そういうことをすつきりしてしまふ。そういうことにもう少し真剣に取り組んでいただきたいと思ふのですがね。これはかなり大きな政治問題になりますから、その簡単に手をつけられる問題ではないと思ふのです。そういう場合に特に心配になりますのは、これは末端に働いておられます二万名の職員をどうするか、これは真剣に考えていかなければならぬ大きな問題ですが、その問題が解明できれば私は踏み切るべきであるという考えを持つのですが、そういうことは不可能なんでしょうか。

○政府委員(松岡亮君) 先ほど来いろいろな問題を申し上げたわけですが、今お話しがありました点については、かなり問題があると思ふのであります。結局損害の評価という点とは非常にむづかしいことではございませうが、これは保険方式をとり組合方式をとる場合に、ややそこをむづかしさが緩和される。緩和されるということとは適当でないかもしれませうが、組合という形で自主的な運営をして損害評

価でお互いの評価をきめていくという場合には、そこに納得しやすい要件がある。それを上から損害を割り当てていくという場合に、かりに末端の個別の農家の損害を統計事務所の職員がきめていけると、こつたしましても、もしそれが可能ならば、保険の運営は現在よりはるかによくなつておる、かように考えられるわけでありませうが、補助金だけの面での一方的に損害を評価していく場合には、基準収量のきめ方の問題であるとか、いろいろ個別には非常に困難な問題、しかもそれを統計事務所の職員にやらせるといふことは、これは機構としても、そういう行政事務、現実の利害に直接触れるようなことに統計調査の職員を使うということとは基本的に問題があると私は考へるのでございます。

○森八三三君 基準収量とか、そういうものは、これは今まで十五カ年間の経験で出ているのではないですか。ここであらためてやる必要はないので、大体基本的なものはきまつておる。ただ今後の推移をそれにプラス・マイナスしていけばよろしいのであつて、基準的なものは出ている。現に査定していらつしやるのは、農林省が最終査定をするのでございませう。一定の基準によつて、県の連合会を出てきた数字をうのみにするのでなく、農林省の一定のものさしで査定をしてしまふというので、現に押つけておるのではありませんか。県の連合会の連中を呼んで話をし

て納得させたという形はおとりになつておるのでしょうか。けれども、実体的には押つけておるということなんですか。結論は一緒じゃないですか。県の連合会は町村に押しつけているのです

は、県の連合会を呼んで話をし、納得させたという形はおとりになつておるのでしょうか。けれども、実体的には押つけておるということなんですか。結論は一緒じゃないですか。県の連合会は町村に押しつけているのです

から、形をいかにも整えておるとい
だけで、実態は一つのものさしできち
んと割り切っちゃっている。そう形式
的なことをおっしゃらないで、実態が
そうだとすれば、実態に合うようにし
たらどうか、こういうことなんです
よ。

○政府委員(松岡亮君) 基準収量は毎
年変わるわけでありまして。過去数年の
平均収量ということで毎年毎年変わっ
てくるわけでありまして。もちろん、そ
れは農林省の統計との調整はいたしま
すけれども、それなりにやはり個別
化していくわけでありまして。それと損
害が起きた場合に、ただ一方的に補助
金をもらうということになりますと、
これは何と申しますか、極端な言い方
でございますが、無責任なやり方にな
りやすい。今の保険制度の運営といえ
ども、その点は必ずしも避けられない
のでございますが、自分の利率にもは
ね返るといことがないわけではあり
ません。補助金を配分いたします場合に
損害評価をするということは、これは
非常に困難であるということを、われ
われは想像するのでございまして。今
の保険の運営にも一層困難が加わるの
ではないか、こういうことも考えられる
のでございます。

○森八三三君 その点はその程度にい
たしまして、次に総論的な問題でお伺
いたしたいことは、第三十八国会に
政府はこれが最善なものとして御提案
になりました。それを今度は改正をせ
られたものをまた最善のものとしてお
出しになっている。その間に時間の経
過がありますから、その経過の過程
においてお考え直したくなったという結
果ではあるとは思いますが、

第三十八国会にお出しになったときに
これが最善と考えますということをお
し。今回は最善である、こう言っ
ておられますが、この改正になった理由
です。第三十八国会にお出しになったも
のと今回お出しになったものとの相違
点について、かく変えることがよりべ
たであるという結論に達したいきざ
つを御説明願いたい。

○政府委員(松岡亮君) 第三十八国会に
提案いたしました政府原案と今回の改
正法律案とが違っております主要な
点は、農業保険事業団の方式をやる
ということ、農家単位の方式をやめた
ということと、農家単位の方式をやめた
国会において当時修正された経緯
というものは、政府といたしましても
尊重すべき筋合いでございますから、
そういう経緯も十分考慮に入れたわけ
でございますが、具体的に申しまし
で、内容的に考えまして、まず事業団の
方式でございましてけれども、第三十八
国会に提案されました政府原案の事業
団の方式というのは協議会案で考えられ
ました事業団とは違っております。ま
で、協議会案では国の特別会計と各県
の連合会を合わせ、さらに共済基金を
含めまして一本の全国的な事業団を作
るという形があったわけでありまして。
ところが、第三十八国会に提案いたしま
した事業団は特別会計だけを事業団に
改組するという方式であったわけであ
ります。しかし、それはそれなりに当
時監督と実際の業務の運営とを分離す
る意味があったと思うのでございま
す。しかしそれはそれほどの改正の意
義が、その後報告を検討しております
やめますと、一そう感ぜられないとい

うことが、われわれとしては考えた
ところでございまして。それから農家単位
の方式を今度の場合はやめたというの
も、これは衆議院の修正を尊重したこ
ともございましてけれども、農家単位
は実際の運営がなかなかむずかしい
ということを、その後の検討の結果痛感
しておるのでございまして。で、これは
当時農家単位を強く主張された方々も
そういう御意見に変わられた方もお
るようございまして。一つの問題とし
ては、農家単位に変わりますと、農
家は災害の起きたときは確かに割合に
多くもらえるけれども、もう機会が
減るということが一つございまして。そ
れから農家単位をやるには、増減収の
相殺をやらなければならぬわけであ
りますが、そうすると、決定した方式を
とれば、全筆を調査しなければなら
ぬ。この前の政府原案は、その中途
半端というと語弊がありますが、それ
も、政府原案で考えたのは、基準収量
との相殺方式であります。しかしそれ
にいたしまして、現在のものよりは
よほどかけなければならぬ、そのため
の人とまた費用というものは相当な
ものになるということで、実際の運営
はたしてよく的確に行なわれるかとい
うところに疑義もあつたわけござい
ます。こういうこともございまして
で、今回の改正案がベストと申すわけ
ではございませんが、実際的であると
いうことで、私もこれはこれがあつた
りの改正としてはこの改正法律案が十
分ではないか、こういうふうに考えて
おります。

○森八三三君 そうしますと、第三十八
国会に出した案を変えた理由として
は、衆議院で審議終了になった法律の
場合に、修正が行なわれて可決され
た。その衆議院の院議を尊重したとい
うことが一点と、それから農家を一筆
建にしたということによる事務的な問
題を考えると、今回の改正法のように
することがよろしいという感覚に立っ
たということと、理解してよろしいの
ですか。

その次にお伺いするのは、午前中の
藤野委員の質問の際に、しばしば両団
体の話し合いということが局長の答弁
に出てきています。私も仄聞は
いたしております。あとでだんだん質
問を進めて参ります段階で、その両
団体の覚え書について一応のことを
はつきりと頭に入れておきたいと思
います。質問がちがうになると思いま
す。ここでそのことを申し上げてみた
いと思うのです。私の仄聞している
ところでは、原則的に任意共済事業は農
業協同組合に一元化する。ただし建物
の短期共済については農家のほうでや
る。それから政府の補助とか、補償と
か、まあ言葉が適当でないかもしれま
せんけれども、今の必須事業のごとく
政府が何らかの関与を具体的にこな
う任意共済については、これまた農家の
ほうでやるということが大抵基本的な
ことであると承っております。もちろ
んその基本に対して、原則に対して話
し合いの上でその原則を変えるという
例外は認めているということのように
伺っておりますが、それで間違いない
のかどうか。

○政府委員(松岡亮君) その覚え書の
当事者は、両団体の最高レベルの方で
ございまして、私がその解釈を申し上げ
るのには、あるいは妥当でないかと思
うのでありますけれども、われわれの

承知いたしておりますのは、大体
今、お話のあったとおりでございま
す。

○森八三三君 もちろん、その判こを
押したのは農林省ではないので、これ
はわかります。わかりませんが、農林省
が、その覚え書を作成するについては
御指導といいますが、アドバイスとい
いますか、関与をせられておられるとい
うことを聞いています。ですからはっきり
しておきまないと、あとで具体的な各
論に入って質問する場合に、かえって
手間どりますので、お聞きしたのです
が、今私の申し上げたことで間違いな
いという御回答でございまして、そ
の点はそれで承知いたします。

それでは午前中に政務次官とお約束
いたしました災害の差し迫った問題の
御報告をいただくそうですから、私の
はとうてい三時間やっても、四時間
の辺で打ち切りまして、時の問題に
移っていただきたいと思います。

○委員長(櫻井忠郎君) ここで農作物
等の被害状況について、農林当局から
発言を求められておりますので、これ
を許します。

○説明員(福山芳次君) 御案内のよう
に、本年は四月の下旬から西日本を中
心にいたしまして非常な悪天候が続い
ておまして、この状況は現在まで引
き続いておるような場合でございま
す。そのために西日本を中心としたし
まして、農作物に非常に大きな損害を
生じております。ただいま農林省とい
たしましては、統計調査部が出先を動
員されまして、被害の調査集計に当
たっておりますが、そのことにつ

ましては、あとから統計調査部長のほうでお話があると思いますが、さしあたり最近の県からの報告を中心にいたしまして被害の概況をながめて見ますと、現在農林省で集計いたしましたところによりまして、一番大きなものは麦類でございます。大体二百五十二億、それからその次は蔬菜類の五十二億、それから菜種の二十七億、そのほかに果樹が二十七億という数字が出ておりますが、果樹についてはちょっと私のほうでも心もとないところがあるかと思っております。それでトータル数字は三百九十一億という非常に大きな数字になっております。

県別に激甚なところを並べてみますと、熊本県の四十二億、それから愛媛県の三十七億、それから佐賀県の三十五億、それから福岡県の三十四億、それから岡山県の三十二億というふうな報告が参っております。もちろん、農林省の統一した基準に基づく調査でございますので、積算の基礎に各県それぞれ特殊の事情があると思われまから、かなりこの数字は将来動くものであると考えられますし、また悪天候は現在も継続しておりますので、場合によりましては、比較的被害が軽微であると思われる近畿、東海以東の地域にも、あるいはある程度波及するかもしれないという懸念があるようにございます。県報告の数字の概況は以上でございます。

それから五月の二十二日の関東三県に降雹及び突風によりまして、これは局部的ではございますけれども、激しい災害が起きました。この数字はこれらももちろん県報告でございまして、まだ農林省といたしまして、数字を取

りまとめておりませんが、県報告の数字で大体三十二億、その内訳は埼玉十六億、群馬九億、それから栃木が六億というふうな内訳になっております。その内訳をいたしましては、やはり麦類が十一億という数字で一番大きな数字になっております。そのほかには桑の四億、それから大麻の二億、果樹の三億というふうな、ほかにいろいろございますが、大体以上のような概況でございます。この三県の被害は、埼玉県の北部から群馬県の利根川に向かって突出した部分、それから宇都宮市にかけまして、带状の地域に短時間の間に降雹、埼玉、群馬におきましては、かなり大きな降雹があったようでござい

ますが、その状況は栃木に入りまして降雹はなくて雨に変わったという少々の異動はございますけれども、局地的に非常に激甚な被害があった。いずれにいたしまして、農林省といたしまして、出先機関を動員いたしまして、正確な数字の把握に努めておるような状況でございます。

○森八三二君 政務次官もいらつしやいますので、お願いを申し上げます。いまの報告によりますと、長雨による被害の、県集計で約四百、三百九十一億、それから降雹の被害が三十二億ということで、近年まれに見る農作物の大被害であると思えます。そこで、農林省として具体的な数字を把握されませんという、数字をつけても対策というものは出てこないと思ひますけれども、私しばしば申し上げますように、ほんとうに農民諸君が安心をして今後の生業にいそしんでいくような気力を与えてやるということが大切であると思う。そこで、と

りあえず天災融資法によります被害激甚地の指定をして、この法律を發動いたしますというくらいは抽象的な言明はなさつてもしかるべきではないかという点が一つ。

それから農業災害補償法に基づきま

す給付を繰り上げて、早急に仮払いの方法いろいろの方法があるかと思ひます。過去にも例のあることでござい

ますので、これを速急にいたしますというのを、ひとつこの際政府として確約をなすかどうか、ぜひともし

第三点としまして、御報告がありま

○委員長(櫻井志郎君) 速記を起こし

て。○説明員(久我通武君) それでは四

月、五月の長雨によります農作物の被害概況を申し上げたいと存じます。

御承知のように、麦の作況の調査は、五月一日に一応いたすことになっておりますが、本年は非常に異常な天候でございますので、その結果にあまり信頼性を持てません。かようなことから、その後再度にわたつて調査を進めて参りましたが、六月一日現在で、目下最後の長雨の被害調査をするというところで、さらに調査を進めておる最中でございます。

非常に高い、そこで気温の差があまりございませんで、しかも平均気温は平年よりも高い、大体十八度ぐらいになつておるかと思へます。したがって、最も病虫害の発生しやすい気象の状態になります。しかも春の冷害、あるいは雪害等の被害がございまして、今年にはきつて麦その他の作物が成育が悪いといふところに、このような状態が続きましてございまして、さうから、ただいまのところ冬作物といひましては、未曽有の被害が予想される状態でございます。麦につきましては、西のほうほどひどいわけではございませんが、東海、近畿等におきましても、西のほうはもとよりのことでございまして、非常に赤カビが発生をいたしました。統計事務所の職員が赤カビにかかつていない田畑を発見できないぐらいにひどい状態に蔓延してございす。しかも稲の穂首イモチに相当するようになり、穂首のところから赤カビがついてございす。従来には特異の被害の状態を起してございす。したがって、目下のところは先ほどお話のございました関東の一部の電害がございまして、それを除きますと、関東は今日のところでは、目下のところではまだその心配する作物ではございませんで、西のほうは極端であるといふことから申しますと、裸麦については、全国的にあるいは西が多少ございすから、半作を下るかも知れな。大麦あるいは小麦等では六、七割になるかも知れないという状態でございます。なお、麦のほかに先ほどお話しございました野菜は非常に水がたまりまして、根腐れがあらわらに出てございす。菜種は菌核病が

非常に出てございす、これまた降雨のためになかなか防除できないというような状況でございます。果樹につきましては、特に冷害で、あるいは雪害でいたました果樹が、さらにこの雨害を受けまして特に樹勢が思わしくな。いといふようなことのために、相当の著しい減収が見込まれてございす。水稲につきましては、早場地帯におきましては保温苗代が、これが増加してございすので、しかも稲の成育が順調でございすから、田植えは前年並みあるいはややそれより早く進行してございす、活着状態もよく、成育も悪くございませんで、いいほうでございす。ただ、目下これから田植えをするといふ田につきましては、それにもつていくべき稲苗は多少これは軟弱でございす。また苗代に葉イモチが出てございす。そのような問題がございすものと、麦の取り入れがおくれるために、多少西のほうでは田植えがおくれるのではないかとこの心配があるわけでございます。大体これらの被害につきましては今月の中旬に一度まとめるはずでございます。ただ関東は先ほど申し上げましたような状態でございますが、こゝあと一週間も雨が降り続きますと、これは西のほうと同じような状態が出てくるおそれがあるといふことで、目下非常に心配をいたしておるような状況でございます。簡単に申し上げました。

○政府委員(大谷實雄君) 先ほど森委員から三つの問題につきまして御質問がございまして、第一の天災融資法を發動することを言明したらうかと、こういう仰せでございまして、この点につきましては、統計調査部の調査が十七日ぐらいにはまとまりますので、まゝ次第、天災融資法の發動の準備が整うことになるので、非常な被害が大きくなると存ぜられますから、したがって、天災融資法の發動はほぼ確定的だと存じてございす。それから、共済金の仮払いをいたすことの問題でございますが、これは農業共済の団体を奨励をいたしまして、すみやかに損害の業務を完了して仮払いを行なうように、すでに指示をいたしつゝある現状でございます。それから、麦の等外下を飼料として買い上げたかどうかという御意向でございますが、これは御承知のような食糧法の建前からなかなか困難でございますが、系統農協に對しまして飼料用としての販売をあっせんを行なうよう指導をいたしますとともに、食糧事務所、都道府県に對しまして、その仕分け及びあつせんについての協力をするように通達をいたす方針でございます。以上お答えを申し上げます。

○渡辺勸吉君 いずれ明日詳細な資料によつて説明があつたら、なお申し上げられると思うのですが、とりあえず天災融資法とか、そういう融資によつては、この激甚なる被害は何ら救済にならないのです。今審議しておる農災法にも関連するのですけれども、これだけの多額な事務費を使い、農家の負担にしては、あまりわずかな支払金という状態に、現実には直面してこれを当てはめてみますと、九牛の一毛にもすぎないというような施策であると言わなければならぬ。そこでこういう異常な災害に直面して、政府は既存の天災融資法とか、そういうようなものの前に、抜本的に、こういう被害に對しては政府で補償するといふ、そういう措置を考えていただけないかどうか。政府自民党が無理に多数によつて国会を通過した農業基本法でさえ、農業の自然的、経済的、社会的特異性を脱却するために云々といふておる。まさにこれが自然的な特異性の具体的な事実であります。こういうものを基本法がうたつて、その実体的な施策として、こういう農家の切実なる問題を、天災融資法、その他の既存の法律のワケの中でこれは解決できない問題だ。非常にこれは基本的な態度をもつて政府は臨まなければならぬと思ふのでありますが、その点の政務次官のお考えをまず伺ひたい。一歩譲つて、今の法律の中でやるとしても、天災融資法、そのことについては今の御答弁がありましたが、たとへばこれらの災害地においては、ごく低利な長期の資金が必要である。ところが、過般の法律の改正に關連して自作農維持創設資金が分断されて、そして自作農維持資金が残つておる。これの融資のワケの制限と、現実に融資の配分の規制によつて、思うとおりの被害農家がその農業経営を維持しようといふ意欲があつても、制度金融の中でもそれが十分に生かされないうらみが、過去においてもかなりあつた。今度おそれるような矛盾が非常にシャープにこれは出てくると思ふのですが、今の制度の中でも、そうしたような自作農維持資金について従来のワケを乗り越えて、実際に即してワケを拡大して、長期低利の資金をもつて、とりあえずこうやう張りをするという施策に、政府はどれだけの配慮をいたしておるかを第二点としてまず伺ひたい。

それから麦について、等外下の買い上げの問題については、きつめて濃い御答弁がございましたが、これはきつめて遺憾な答弁であつて、納得はできません。われわれは当然これは等外下も政府は買うという態度を明確に表示しなければならぬと思ふとともに、買い上げた麦の価格についても、今月の米価審議会が開かれるでありまして、減収加算をこれは食糧法に基づいて買い上げ価格に、これは計算を当然しなければならぬと思ふのですが、この減収加算の措置をおとりになる意思があるかどうか。この三点をお伺ひたい。○政府委員(榎垣徳太郎君) 御質問で、私に答えるようにといふ御筋のものは、一つは自作農資金のワケを拡大し、かつ利子の引き下げをはかるといふことが一つでございます。○渡辺勸吉君 いや、利子の引き下げじゃなくて、ワケだけふやせばいいと言つてゐる。○政府委員(榎垣徳太郎君) 自作農資金のワケの問題につきましては、現在成立いたしております予算の、これは公庫の資金ワケでございますが、一般維持資金を含めて、御承知のように七十億円になつておるのでございす。そのうち三十六億円は一般維持資金として配分を終わっておりまして、先般の豪雪害のために十五億円の自創資金の災害用のワケを配分をいたしましたが、そのうち二億は前年度の自創資金のワケの残を緊急に充てました関係上、約十三億円余りを配分を終わつておるわけでございます。したがって、約二十一億円弱というワケ

が残っておりまして、このワクによつて、天災法発動後の天災資金の補充資金としての自作農の資金の所要額に対処できるかどうかは、今後の災害の被害額の確認と関連をして参るわけでございます。現在の段階で、それで十分であるとか、あるいは不足であるとかいうことは申し上げかねるのでございまして、万一、従来からの算定方式に基づきます災害用の自作農資金のワクが不足であるという場合には、かねてそういう場合に備へまして、公庫の資金に予備金のワクがとつてございまして、その予備金のワクから、予備金使用という形で、財政当局とも協議の上実行して参りたい、対処して参りたいというふうに思っております。ということ、まず私どもの、これは従来の災害に対処した場合の政府の対策というものを基準に、勸で申し上げますと、当面、現在の公庫資金のワクで今回の災害には対処できるのではないだろうかというふうに考えております。それからあと二問御質問があるようでございまして、今回の災害については、既存の現行の諸制度のほかに、抜本的な災害対策として特別立法等のごとを考へる必要はないかという御質問でございますが、被害の実態を把握いたしました上で、現行制度の適切な運用で対処するというのを考えておりますが、なおそれ以上の措置を必要とするかどうかは、被害の実態把握の上、さらに高度の行政政治の判断の上から、その指示を仰ぎたいというふうに考えております。

それから、明らかに今回の災害で全国的に麦類の減収が顕著なわけでございしますが、そのために食糧法の政令に

基づく減収加算をすべきではないかという御質問があつたようでございまして、これにつきましては、食糧庁長官がお答えすることが正しい、また正確であろうかと思いますが、現在までのところ、今回のごとき災害、または現在の麦類の流通の実情という観点に立ちまして、減収加算をすることが適当であるかどうかということについては、いろいろ問題が多いように承知をいたしております。この点については、農林省内部、食糧庁におきまして、慎重に検討いたしておるようでございしますので、機会を見て、また最終的に農林省の態度について、担当の長官から御説明をいたす機会があるかと存じます。

○渡辺勤吉君 官房長としてと答弁は伺いましたが、それはあす農林大臣の出席を求めて、十分この問題を検討した上で大臣から誠意ある答弁を聞きたいと思ひます。

○委員長(櫻井志郎君) 本日はこの程度とし、これをもって散会いたします。

午後四時三十三分散会

六月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月五日)

昭和三十八年六月十二日印刷

昭和三十八年六月十三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局